

**(仮称) 新・琵琶湖文化館基本計画
(原案)**

令和 3 年 (2021 年) 2 月

滋 賀 県

目 次

第1章 計画策定の経緯と背景

1. 琵琶湖文化館について 2
2. 事業の背景と新たな整備の必要性 6
3. 文化財をめぐる社会情勢の変化 8

第2章 (仮称)新・琵琶湖文化館の役割と目指す姿

1. 基本理念 14
2. 施設像 15

第3章 (仮称)新・琵琶湖文化館における活動

1. 活動の3つの視点 18
2. 各事業の基本的な考え方 19
 - (1) 収集・保管 20
 - (2) 展示 21
 - (3) 調査・研究 22
 - (4) 情報発信・交流 23
 - (5) 地域の文化財の保存・活用支援 24

第4章 施設整備計画

1. 施設整備の基本方針 26
2. 立地 27
3. 機能配置・諸室 34
4. 機能構連関図 45

第5章 展示計画

1. 基本方針 48
2. 展示室 49
3. その他の多様な展示 53

第6章 インフォメーション・ラーニングゾーン

1. 基本方針 56
2. インフォメーション・ラーニングゾーン 57

第7章 運営計画

1. 組織体制 62
2. 協働・連携の仕組み 63

第8章 事業推進計画

1. 整備・運営手法	66
2. 開館形態	70
3. 来場者目標	71
4. 事業費	72
5. 経済波及効果	73
6. 事業推進スケジュール	74
7. その他	75

第1章 計画策定の経緯と背景

1. 琵琶湖文化館について

(1) 琵琶湖文化館の沿革

滋賀県立琵琶湖文化館（以下、「琵琶湖文化館」と表記）は、昭和23年(1948年)設立の滋賀県立産業文化館を前身として、昭和36年(1961年)3月に、美術館・博物館・水族館・文化財受託庫・展望閣等を備えた総合博物館として開館しました。

その建設にあたっては、建設後援会が設立され、建設促進のための募金運動が展開、建設費1億5,000万円のうち、実に9,000万円が寄附によって賄われました。県民の方、県にゆかりの深い方、県内市町村、社寺、企業等からの寄附に加え、小中高等学校では、児童生徒が鉛筆を購入して建設費が募金されました。また、全国主要社寺の高僧や宮司、大学学長、文化人から寄せられた墨跡を販売し、建設資金に充当しました。

このように、琵琶湖文化館は、非常に多くの県内外の方の志により建てられたものです。

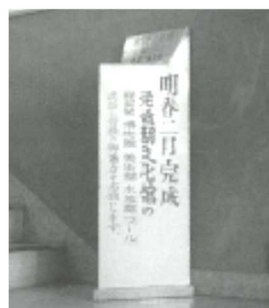
その後、近代美術は県立近代美術館へ、考古資料は県立安土城考古博物館へ、水族部門は県立琵琶湖博物館へと機能が移管されるなど、時代による変遷がありましたが、一貫して本県の文化財の保存・活用の拠点として大きな役割を果たしてきており、シンボルである屋上の「トンボ」とともに多くの方に親しまれてきました。

しかしながら、県の財政状況の悪化、施設の老朽化や耐震対策、バリアフリー化など、様々な課題のため、平成20年(2008年)4月に休館し、現在に至っています。休館後、別の展示保存施設の検討を進めた結果、近代美術館に琵琶湖文化館の機能を継承し、新生美術館として再整備する計画でしたが、平成29年度(2017年度)の建設工事の入札不落を契機に様々な検討を行った結果、平成30年(2018年)11月、新生美術館整備を見直すこととしました。

さらに、令和元年度(2019年度)には、「琵琶湖文化館機能継承方針」を策定し、独立性の高い施設と専門性の高い組織・体制を備えた「琵琶湖文化館後継施設」を整備し、県立近代美術館と後継施設の2つの施設を核として、美の発信を行っていく方針を表明しました。



開館告知パンフレット



琵琶湖文化館建設募金箱



屋上の「トンボ」



琵琶湖文化館

(2) 琵琶湖文化館の活動内容

琵琶湖文化館は、仏教美術をはじめとした美術工芸品等の文化財を扱う博物館として、次のような活動を行ってきました。

主な活動	内 容
文化財の収蔵・管理 および技術支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県ゆかりの文化財を寄託や寄贈等により収集・収蔵。良好な環境で管理 ・ 所有者や地域等に対し、文化財の保存修理や保存環境保守の技術を支援 → 地域と連携し、県内各地の仏教美術等の文化財を保護
文化財の公開・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勸告承認出品館、公開承認施設として、国宝や重要文化財を公開・活用 → 「実物」の文化財を通じ、滋賀の文化や歴史を県内外に紹介
調査研究	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独自の調査研究や他館との共同研究、行政等からの依頼による調査研究を行い、成果を発表 → 膨大で資料価値の高い 2 次資料群（調査資料、写真資料など）の形成
教育普及・人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講座・講演会やホームページによる情報発信、学校教育との連携 ・ 市町立博物館の若手学芸員の研修・養成、博物館実習生の受入 → 人々の学びの場の提供、多くの人材の育成
文化財保護行政の 拠点と観光の拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財調査、新指定文化財の紹介など、文化財保護行政の拠点 ・ 展示を通じて、県内の社寺につなぐ観光の拠点 → 文化財保護から観光まで幅広い役割

(3) 琵琶湖文化館の収蔵品

琵琶湖文化館は、国宝2件(17点)、重要文化財52件(90点)を含む、豊富で質の高い収蔵品を多く有する全国有数の博物館です。

収蔵点数の約7割は社寺等からの寄託品であり、県内の美術工芸分野の国宝・重要文化財の約10%、県指定文化財の約25%の寄託を受けています。

また、収蔵品の内容は、仏教美術等を中心に歴史資料、民俗資料等多岐にわたっています。

件数()内は点数 令和3年2月現在

	館蔵品	寄託品	合計					
			うち 国宝	うち 重文	うち 県指定	うち 重要美	うち 市町指定	
絵画	230 (286)	350 (479)	580 (765)	1 (15)	14 (20)	20 (21)		13 (28)
彫刻	12 (24)	84 (110)	96 (134)		25 (39)	6 (7)		8 (11)
工芸	187 (339)	172 (1,663)	359 (2,002)	1 (2)	9 (17)	16 (1,146)	1 (1)	18 (23)
書跡典籍	429 (667)	193 (5,845)	622 (6,512)		4 (14)	19 (2,198)	2 (2)	2 (9)
歴史資料	24 (1,071)	5 (23)	29 (1,094)			2 (104)		
民俗資料	3 (3)	1 (2)	4 (5)					
考古資料	104 (683)	19 (104)	123 (787)					
複製資料	9 (22)		9 (22)					
民族資料	15 (20)		15 (20)					
合計	1,013 (3,115)	824 (8,226)	1,837 (11,341)	2 (17)	52 (90)	63 (3,476)	3 (3)	41 (71)

(4) 建物の規模

○鉄筋コンクリート造 地上5階地下1階建

延床面積 4,793 m²

- ・展示室床面積計 908 m²
- ・ギャラリー 540 m²
- ・収蔵庫床面積 561 m² (収蔵庫前室を含む)

(5) 現在の琵琶湖文化館の活動内容

休館後も収蔵品の保管、管理を中心に、次のような活動を行っています。

- ・ 収蔵品の保管、管理、修理
- ・ 他館への収蔵品の貸出し
- ・ 写真等の貸出し
- ・ 収蔵品による他館での展覧会活動
- ・ 寄託品の受け入れ、所有者への一時返却
- ・ 講座、講演会（滋賀の文化財講座「打出のコヅチ」 （年6回） など）
- ・ ホームページによる情報提供（ブログ更新、収蔵品紹介等）
- ・ 『滋賀県立琵琶湖文化館 研究紀要』の発刊

【休館中も継続されてきた琵琶湖文化館の活動】



休館中に他館で開催された琵琶湖文化館の展覧会



地域連携企画展



文化財講座「打出のコヅチ」



琵琶湖文化館 研究紀要



HP、掲示板等での情報発信

2. 事業の背景と新たな整備の必要性

(1) 現琵琶湖文化館の主な課題

○文化財を守り継承する施設としての機能の不足

- ・琵琶湖文化館は、休館後も仏教美術を中心とした文化財の収蔵施設として活動を継続しているものの、建物や設備の老朽化が著しく、耐震対応もできていません。
- ・近年の異常気象による自然災害や伝統的な生活文化の希薄化、文化財盗難事件の増加等が社会的な課題となる中、文化財保管施設の必要性は増大しています。しかしながら、収蔵庫の容量不足により継続的な受け入れが困難な状況です。
- ・休館後の普及啓発や調査、人材育成等の機能の縮小により、文化財の素晴らしさを伝える機会や文化財の調査の機会が減少しており、文化財保護への意識の低下が懸念されます。また、市町教育委員会や所有者、地域の博物館などへの専門的な助言機能が弱くなっています。

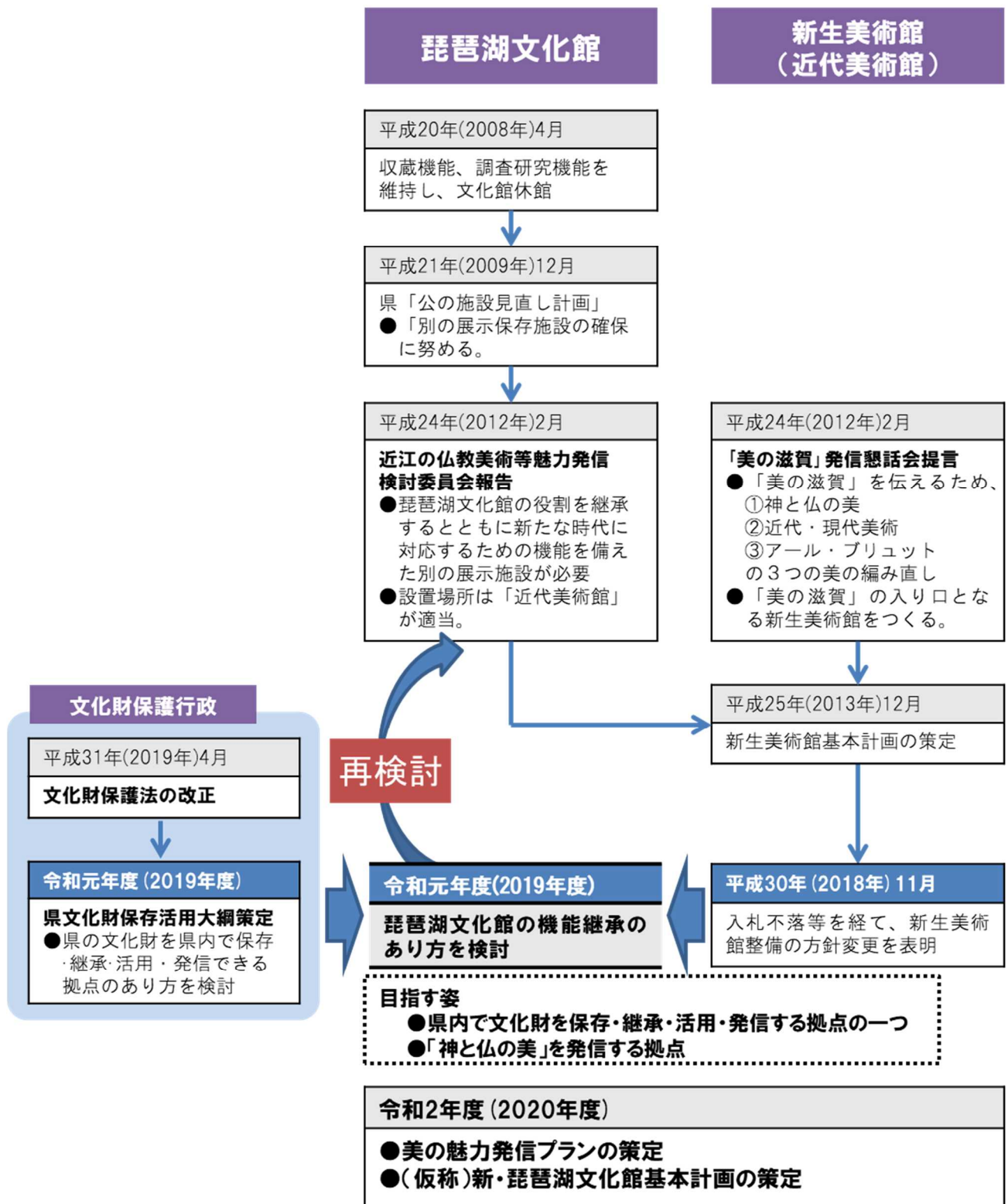
○長期にわたる休館による資料の展示公開機会の不足

- ・琵琶湖文化館では、国宝2件(17点)、重要文化財52件(90点)を含む全国有数の貴重な収蔵品を誇っています。しかしながら、休館後、既に10年以上が経過しており、その間、県内外において所蔵・寄託資料の展示公開機会はあったものの、資料の活用や県民への鑑賞機会の提供は十分とは言えません。

(2) (仮称)新・琵琶湖文化館の整備に向けた取組

- ・現状の課題を克服し、本県が誇る文化財の保存・活用を積極的に展開するため、県では令和元年度(2019年度)、琵琶湖文化館機能継承検討懇話会での議論を踏まえ、令和2年(2020年)3月「琵琶湖文化館機能継承方針」を策定し、独立性の高い施設と専門性の高い組織・体制を備えた「琵琶湖文化館後継施設」を整備するとともに、県立美術館と後継施設の2つの施設を核として、滋賀の美の魅力を発信していくこととしました。
- ・本計画は、琵琶湖文化館機能継承方針にもとづき、琵琶湖文化館の活動を継承する「琵琶湖文化館後継施設＝(仮称)新・琵琶湖文化館」が、新たな時代に対応した施設として展開すべき活動、備えるべき機能等を明確にし、もって一刻も早い開館を実現できるよう、基本的事項を定めるものです。

■琵琶湖文化館を巡るこれまでの経過



3. 文化財をめぐる社会情勢の変化

(1) 国による文化財の保存・活用の推進と滋賀県の取組

文化財保護法の改正（平成 31 年 4 月施行）

○主旨：文化財の滅失や散逸等を防止し、文化財（未指定含む）をまちづくりに活かしつつ、地域社会総掛かりでその継承に取り組んでいくため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。

[滋賀県における取組状況]

- ・滋賀県では、令和 2 年(2020 年) 3 月に「滋賀県文化財保存活用大綱 一知る・守る・活かす 滋賀の宝 わたしたちの文化財一」を策定しました。
- ・令和 2 年(2020 年) 7 月に、草津市、甲賀市の「文化財保存活用地域計画」を国が認定しています。

※これまで滋賀県内では、5 箇所（草津市、東近江市、多賀町、大津市、長浜市）で「歴史文化基本構想」を策定済。「文化財保存活用地域計画」は、「歴史文化基本構想」を実効的に発展させ、法律に位置付けたもの。

文化観光推進法の成立（令和 2 年 5 月施行）

○主旨：文化・観光の振興、地域の活性化には、文化についての理解を深める機会の拡大及びこれによる国内外からの観光旅客の来訪促進が重要であり、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることを契機に、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進する。

- ・文化観光：文化資源の観覧等を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光
- ・文化観光拠点施設
 - ：以下を満たし、地域における文化観光の推進の拠点となるもの
 - ①文化資源の保存及び活用を行う施設（文化資源保存活用施設：博物館・美術館・社寺・城郭等）のうち、
 - ②観光旅客が文化についての理解を深めることに資するよう解説・紹介をするとともに、
 - ③文化観光の推進に関する事業を行う者（文化観光推進事業者：観光地域づくり法人(DMO)・観光協会・旅行会社等）と連携するもの

[全国の取組状況]

・令和2年(2020年)11月現在で、25計画に対し、国が認定しています。

「拠点計画」(文化資源保存活用施設と文化観光推進事業の共同)：15計画

「地域計画」(市町村又は都道府県単独あるいは協議会を組織)：10計画

(2) 滋賀県での文化財をめぐる社会情勢

人口減少・過疎化の進行

○滋賀県の人口は2013年ごろをピークに減少局面にあります。

・2015年：約141.3万人 →2030年：約137.2万人(▲2.9%)

→2045年：約126.3万(▲10.6%)

○人口減少、高齢化、過疎化は、コミュニティの弱体化、無住寺院、兼務寺院の増加等につながり、文化財を地域で守ることが困難となるおそれが高まっています。

(参考)

「人口減少を見据えた未来へと幸せが続く滋賀 総合戦略」(令和2年3月策定)

[3つの基本施策]

- 1 みんなで応援する結婚・出産・子育てと人生100年時代の健康滋賀の実現
- 2 次代に向かう産業の活性化と多様で魅力ある働く場の創出
- 3 様々な人々が集い、琵琶湖と共生する魅力的な滋賀づくりと次世代への継承

日本遺産への選定

○地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーが「日本遺産」に認定されています。

[本県の認定案件]

平成27年4月：「琵琶湖とその水辺景観 ～祈りと暮らしの水遺産～」

平成29年4月：「忍びの里 伊賀・甲賀 -リアル忍者を求めて-

平成29年4月：「きっと恋する六古窯 -日本生まれ日本育ちのやきもの産地-

令和元年5月：「1300年つづく日本の終活の旅～西国三十三所観音巡礼～」

令和2年6月：「海を越えた鉄道 ～世界につながる 鉄道のキセキ～」

令和2年6月：「京都と大津を繋ぐ希望の水路 琵琶湖疏水
～舟に乗り、歩いて触れる明治のひとつき」

(3) 文化財をめぐる環境

文化財の継承をめぐる状況

- 全国的に、人口減少や過疎化により、社寺等における後継者不足や地域における文化財の管理者の不在が進む中、文化財の盗難が問題となっています。
※全国の国指定文化財（美術工芸品）10,524 件中 145 件の所在が不明（令和元年 3 月状況）。所在不明の理由のうち「盗難」が 28 件で、社寺所有のものが多い(23 件)。
- 地域の文化財は、本来それぞれの地域で守られることが望ましいと考えますが、人口減少・過疎化、自然災害リスク、盗難リスク等から、社寺や地域で文化財が守り切れなくなることも想定され、今後、博物館への文化財の寄託の要請は急速な増加が見込まれます。
- 平成 30 年度の税制改正により、特定の美術品にかかる相続税の納税猶予制度が創設され、平成 31 年 4 月より適用されました。個人所有の指定文化財が、相続をきっかけとして散逸・流出することを防ぐために美術館等への寄託を促進するもので、寄託の要請の増要因となります。

海外からの注目の高まりとニューノーマル時代への対応

- 令和元年までの訪日外国人観光客の状況
 - ・令和元年の訪日外客数は 3,188 万人で、10 年前の平成 22 年の 861 万人と比較して、3.7 倍と大幅に増加しています。また、平成 30 年の滋賀県の観光入込客数は、はじめて 60 万人を超え、平成 22 年の 4.2 倍に増加しています。
 - ・旅行情報は、個人のブログや SNS から得ている旅行者が多く、FIT（海外個人旅行）が増加する中、ますます SNS 等の影響力は大きくなると推測されます。
 - ・旅行目的では、日本の食に対する期待が特に高く、また、美術館・博物館等、日本の歴史・伝統文化体験、日本の日常生活体験等への期待も比較的多く見られます。
- 新型コロナウイルス感染症の世界的拡大に伴う影響
 - ・新型コロナウイルス感染症の世界的拡大に伴い、令和 2 年の訪日外客数は大幅に減少しています。インバウンドが大幅に減少する中、政府は、「新しい生活様式」に基づく旅のあり方の普及を推進していますが、現時点では今後の回復の見通しや道筋は明らかではありません。
 - ・地域の祭や年中行事の多くが中止を余儀なくされるなど、地域コミュニティにとって危機的な状況になりかねない中、地域の宝であり、地域のよりどころでもある文化財の役割は高まっています。
 - ・海外や遠隔地への旅行が制限される中、地元の魅力を再発見し、地域とのつなが

りを深めるマイクロツーリズムへの期待が高まっており、地域の文化財への興味・関心を高める契機として期待されています。

- ・政府の非常事態宣言を受け、多くの博物館や美術館は休館を余儀なくされました。現在、各施設では感染症防止対策を行いながら開館すると同時に、インターネットを活用したオンラインでの情報発信の強化が図られています。

文化財の新たな活用による可能性の拡大

○先端技術による文化財の保存・活用の活性化

- ・文化財の保存と公開の循環の仕組みを支える技術として、テクノロジーの活用への期待が高まっており、デジタル化や高精細複製、VR等の技術による新たな文化財の活用に向けた取組が進められています。

○ジャパンサーチの公開

- ・博物館や研究機関、図書館等と連携して文化に関わる様々なコンテンツに関わるデータを一元的に集約した国の分野横断型統合ポータルとなる「ジャパンサーチ」が、令和2年8月に正式版としてリリースされました。世界に向け、国内の文化に関わる多様なコンテンツの所在を明らかにするとともに、国内のデジタル情報資源が効率的に発見され、国全体として有効に活用されていくことが期待されています。

第2章

(仮称) 新・琵琶湖文化館の 役割と目指す姿

1. 基本理念

(仮称) 新・琵琶湖文化館の基本理念 (キャッチフレーズ)

近江の文化財で “つなぐ” “ひらく” 未来の滋賀

悠久の時間の中で育み受け継がれてきた近江の文化財

- ・ 滋賀の文化財は、長い歴史の中で育まれた**地域文化を体現する存在**であり、**県内各地のアイデンティティを確保し地域のきずなを維持**していくためのより所となるものです。文化財継承の取組は、コミュニティの活性化や地域の持続的な維持・発展にも寄与するものです。
- ・ 全国有数の文化財保有県である滋賀において、**文化財を確実に継承しながら積極的に活用**することは、**個性あふれる地域づくり**を実現するとともに、地域振興、観光振興等を通じた**地方創生や地域経済の活性化**にも貢献するものです。

つなぐ 人と地域

近江の文化財は、地域や社寺が守り伝えてきた「地域の宝」です。

文化財を通して滋賀の風土を紐解くことで、人々が地域への理解や関心を高め、集い支えあう懸け橋とします。

つなぐ 歴史と未来

近江の文化財には、生み出された時代の事柄や先人たちの心をも今に伝える歴史の機微が潜んでいます。

近江の文化財が持つ価値を、物語を通して将来、未来へと継承します。

つなぐ 滋賀と世界

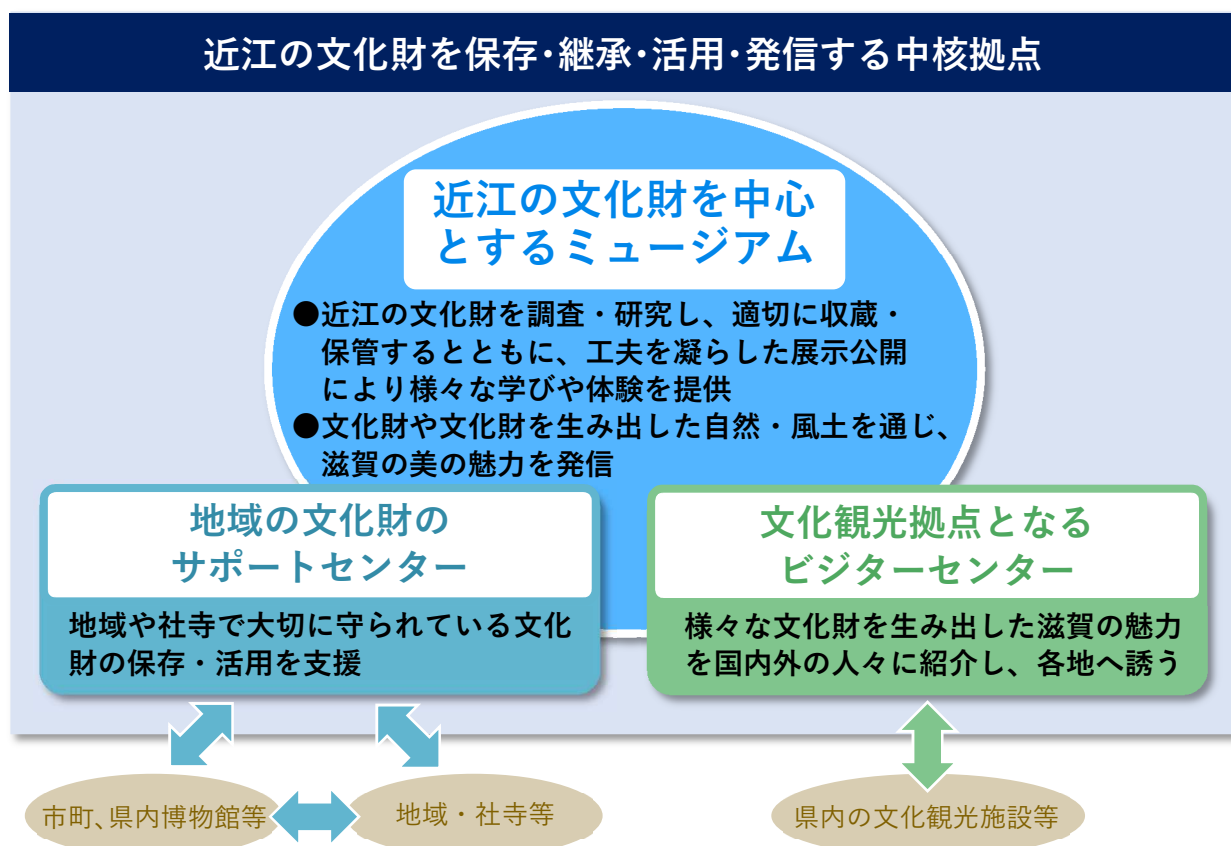
滋賀は古くから都や大陸とをつなぐ要衝の地であり、多様性、国際性を表す縁よすがが文化財にも息づいています。

近江の文化財の国際的な価値や魅力を広く世界に向けて発信します。

「心豊かで持続可能な滋賀」をひらく博物館

2. 施設像

(仮称) 新・琵琶湖文化館は、以下の3つの性格(機能)を持つ施設とします。



近江の文化財を中心とするミュージアム

近江の文化財を調査・研究し、適切に収蔵・保管し、工夫を凝らした展示公開により、県民や国内外からの来訪者に向け近江の文化財を紹介するとともに、多様なニーズを持った県民それぞれが求める学びや体験の機会を提供します。また、滋賀の美の発信の入口・拠点の一つとして、文化財や文化財を生み出した自然・風土を通じ、滋賀の美の魅力を幅広く伝えます。

地域の文化財のサポートセンター

地域や社寺の文化財の守り手、市町、県内博物館等と連携し、それぞれの地域において大切に守られている文化財を保存・継承するとともに、地域の未来に向け、その価値や魅力を活かして活用するための支援を行います。

文化観光拠点となるビジターセンター

様々な文化財を生み出した滋賀の魅力を、時代に呼応した手法で広く国内外へ発信します。また、広域に文化財が点在する滋賀全体のインフォメーションセンターとしての役割を担い、来館者を県内各地へ誘導します。

第3章
(仮称) 新・琵琶湖文化館に
おける活動

1. 活動の3つの視点

(仮称)新・琵琶湖文化館の活動を考える上で、求められる役割や文化財をめぐる社会情勢を踏まえ、以下の3つの視点を重視した取組を展開します。

視点1 県内歴史文化系博物館 の核となる役割

琵琶湖文化館が果たしてきた、仏教美術を中心とした滋賀県の文化財の保護、展示公開の中核としての機能継承・発展に加え、県内の歴史文化系博物館等の活動の活性化に向けた支援を担います。

視点2 誰もが利用しやすい 工夫

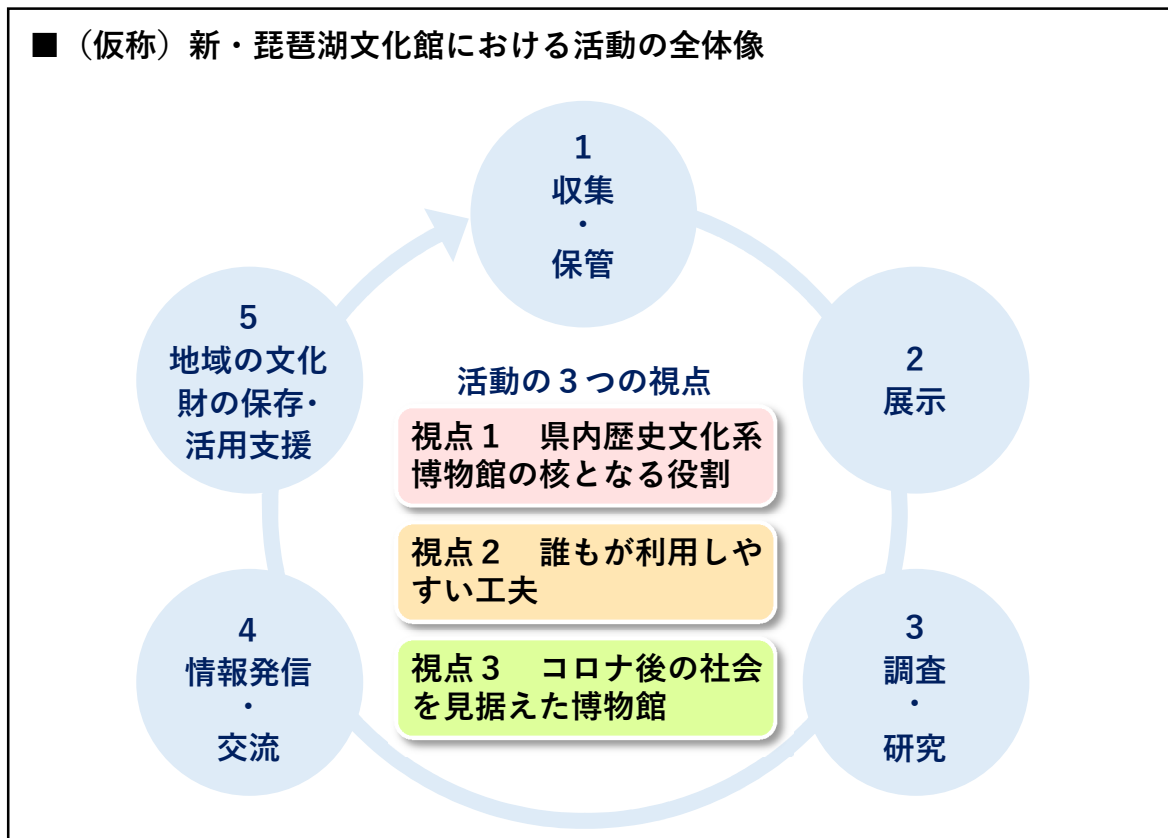
(仮称)新・琵琶湖文化館では、これまで以上に県民や観光客にとって身近で親しみやすい施設とすることが求められます。障害の有無や言語の違い等に関わらず、誰もが楽しめ、人々の交流につながる取組を展開します。

視点3 コロナ後の社会を 見据えた博物館

豊かな歴史文化を持つ滋賀ならではの博物館として、コロナ後の社会に対応し、地域の独自性や絆を表す存在として文化財の価値を高め、より多くの人々とのつながりを結ぶため、最新のデジタル技術の導入等により、文化財の新たな可能性を追求するとともに、博物館の多様な利用を実現します。

2. 各事業の基本的な考え方

(仮称)新・琵琶湖文化館では、活動の3つの視点を基盤に据え、以下の5つの活動を展開します。



(1) 収集・保管

近江の文化財を収集するとともに、危機にある地域の文化財のセーフティネットとしての役割を果たし、未来へと確実に継承します。

①方針

- ・仏教美術・神道美術をはじめとする近江の文化財を、寄贈・寄託を中心に収集します。
- ・国宝、重要文化財を含む琵琶湖文化館の貴重な収蔵品を未来へ継承するため、それぞれの材質にあわせた収蔵環境の下で適切に管理します。
- ・地域で保管している文化財の自然災害時における緊急保護、地域での保管が困難になった文化財の受入等に対応します。
- ・外部資金等も活用し、収蔵品の保存・修復作業を推進します。

②必要な諸室・設備（例）

諸室：収蔵庫（資料特性に合わせて複数整備）、収蔵庫前室、搬入口・トラックヤード、荷解室、点検室、借用資料一時保管庫、燻蒸室、緊急保管庫

設備等：文化財 I P M への対応、温湿度管理のための空調設備、ガス消火設備、免振設備等

※文化財 I P M：文化財を適切な保存環境で保持することで生物被害の防止を目的とする文化財管理の技術。

■特徴的な活動例

[視点1 県内歴史文化系博物館の中心的役割] × [収集・保管]

自然災害時等の文化財の緊急保護、県内博物館への支援

- ・文化財の緊急保護のためのタイムラインやマニュアルに基づき、県内博物館や自治体等と連携した緊急保護を行う。

(2) 展示

近江の文化財の魅力や価値を、県民をはじめ国内外の幅広い人々に正しく伝えることで地域の誇りを醸成し、文化財の保存・継承に対する意識を高め、文化財の保存と活用の持続可能な好循環を創出します。

①方針（詳細は第5章「展示計画」参照）

- ・国宝、重要文化財等の実物資料を中心とする質の高い展示、文化財を育んできた文化や風土等を紹介する展示を行います。
- ・子ども、障害者、外国人、学校団体、研究者等、幅広い利用者に対応した鑑賞機会の提供や展示解説の工夫を行います。
- ・県内の社寺や地域、県内博物館・美術館等と連携した展示を行います。
- ・国内外に向け、インターネットを活用して文化財を鑑賞できるオンライン展示を行います。

②必要な諸室・設備（例）

諸室：導入展示室、展示室、資材室

設備等：空気環境やセキュリティ等に配慮した独立した資料搬入動線、高精細映像・VR・デジタルコンテンツ、多言語・障害者に対応した展示解説ツール、オンライン展示コンテンツ等

■特徴的な活動例 [視点1 県内歴史文化系博物館の中心的役割] × [展示]
県内人文系博物館と連携した展示 ・県内歴史文化系博物館と連携し、統一したテーマや共同企画による地域連携企画展を開催する。
■特徴的な活動例 [視点2 誰もが利用しやすい工夫] × [展示]
多様な鑑賞方法や展示解説の導入 ・視覚的な鑑賞だけでなく、資料をさわってかたちを確認したり、素材の手触りを体感したりできる展示、視覚障害者向けの作品解説等、多様な鑑賞方法を導入する。
■特徴的な活動例 [視点3 コロナ後の社会を見据えた博物館] × [展示]
インターネットやVR等を活用したオンライン展示 ・インターネットやVR技術等を活用し、世界中どこからでも展示室や文化財を鑑賞できるコンテンツを配信する。

(3) 調査・研究

近江の文化財を調査・研究し、その魅力や価値を明らかにし、成果を地域社会に広く還元します。

①方針

- ・滋賀の文化財を中心に調査・研究を行い、その成果を地域に還元します。
- ・調査・研究の成果をもとに収蔵品データベースを構築し、収蔵品管理の効率化や公開情報の拡充を図ります。
- ・外部研究者との共同研究、外部資金の導入により、より幅広いテーマの研究を推進します。
- ・県内博物館等の学芸員の研修、博物館実習の受け入れ等により、人材育成支援を行います。

②必要な諸室・設備（例）

諸 室：研究室、資料室、調査・修復室、スタジオ

設備等：収蔵品データベース等

■特徴的な活動例

[視点3 コロナ後の社会を見据えた博物館] × [調査・研究]

オンラインで利用できる充実したデータベース

- ・収蔵品の画像や詳細情報のデータベースや、幅広い近江の文化財に関する調査研究成果等をオンラインで利用できる環境を整備する。

(4) 情報発信・交流

近江の文化財やそれらを生み出した滋賀の情報を収集・発信し、県内各地へ誘うとともに、交流を活性化します。

①方針

- ・誰もが気軽に文化財や近江の歴史・文化の情報に触れ、学ぶ機会を提供するため、「インフォメーション・ラーニングゾーン」（詳細は第6章「(インフォメーション・ラーニングゾーン)参照」を設けます。
- ・収蔵品データベースの公開・活用により、情報発信を行います。
- ・学校や地域への出前講座等、積極的なアウトリーチ活動を展開します。
- ・県内の社寺や文化財保有地域等の情報を収集・発信します。
- ・多様な活動におけるボランティアの受入れ、交流を行います。

②必要な諸室・設備(例)

諸室：インフォメーション・ラーニングゾーン、キッズラーニングエリア、研修室、講堂、ボランティアルーム、カフェ・ショップ等

設備等：収蔵品データベースの公開(館内、Webサイト)、アウトリーチのための教材開発等

■特徴的な活動例

[視点1 県内人文系博物館の中心的役割] × [情報発信・交流]

文化観光の拠点として、県内博物館、社寺、文化財を生み出した地域への誘い
・インフォメーション・ラーニングゾーンにおいて、県内の文化財に関する魅力や最新情報を発信するとともに、県内各地を巡るうえで必要となる交通や観光等の情報も併せて提供する。

(5) 地域の文化財の保存・活用支援

市町等と連携して、地域で大切にされてきた近江の文化財の保存・活用を支援する等、県文化財保護行政の一翼を担います。

①方針

- ・地域に点在する文化財等の実地調査や研究を行い、研究成果を地域に還元します。
- ・地域の文化財の日常管理、保存修理、活用に関する技術指導や相談等に対応します。
- ・県内博物館における、地域の文化財を保存・活用する取組に対する支援を行います。

②必要な諸室・設備（例）

設備等：文化財の管理や修理に関わる研修プログラム等

■特徴的な活動例

[視点2 誰もが利用しやすい工夫] × [地域の文化財の保存・活用支援]

地域の文化財を守っている人等の相談対応、活動支援

- ・文化財の保存環境の整備や日常管理の方法等、地域の文化財を守るための技術支援を行う。
- ・地域の文化財を活かすための活動に対する支援、インフォメーション・ラーニングゾーンや Web サイトにおける文化財の魅力を伝える情報発信等を行う。

第4章 施設整備計画

1. 施設整備の基本方針

本施設の整備にあたっては、以下に示す基本方針に沿って推進します。

(1) 文化財を守り継承する施設としての機能の充実

- ・貴重な文化財を後世に継承するため、資料の特性に合わせた環境、国宝や重要文化財を含む多様な展示を行う展示環境を整備し、公開承認施設を目指します。
- ・県内各地の文化財を守る活動を展開するために必要な相談窓口や技術指導、緊急保管などの機能を備えます。

(2) 琵琶湖や立地環境と調和し、人々に親しまれる交流空間の創出

- ・現「琵琶湖文化館」の記憶や取組を継承するため、琵琶湖への眺望を確保するなど、来館者が琵琶湖を感じることでできる施設計画を実現します。
- ・周辺施設や自然環境と融合・連携した施設整備により、人々に親しまれる交流の場を創出します。
- ・周辺景観と調和し、立地エリアのブランド向上に寄与するとともに、滋賀県産材の活用や穴太衆石積みなどの伝統技法の活用等を検討し、滋賀県の歴史を継承する博物館として県民の誇りとなる外観・内観デザインを実現します。

(3) 誰もが利用しやすいユニバーサルデザインによる施設

- ・「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」に沿って、あらゆる来館者が快適に過ごせる施設を実現します。

(4) 環境負荷の低減策の導入

- ・環境負荷を低減するための工夫を積極的に導入します。
- ・断熱性能の高い建築とし、収蔵・展示部門諸室の高度な湿度安定性に備えるために必要な区画、気密措置を行います。付帯する空調設備に対しても同様の配慮を行います。
- ・周辺の豊かな自然環境を踏まえ、虫菌害対策は重要な課題です。そのため、文化財IPM*の取組を積極的に推進することで、燻蒸の回数をできる限り削減します。

2. 立地

(仮称)新・琵琶湖文化館は、大津市浜大津五丁目に建設します。

(1) 建設地概要

- ・大津市浜大津は琵琶湖南西端部に位置し、古くは水運の拠点として、また、旧東海道
の宿場町として賑わいました。現在では、京阪びわ湖浜大津駅、JR大津駅、名
神高速道路・大津ICからも近く、県内各地や京阪神などの大都市圏からのアクセ
スが良好です。さらに、大津港が目前にあり、陸上交通と湖上交通の結節点として、
これまでにない県内観光の拠点機能を果たすことが可能です。
- ・滋賀県を代表する風景である琵琶湖や比叡山を望むことができるほか、周辺に点在
する多くの社寺等との回遊により、文化財を活かした観光の活性化につなげるこ
とが可能です。
- ・さらには、大津市や民間事業者等との連携により、浜大津エリアや周辺のなぎさ公
園一帯を新しい県の玄関口として活性化することが期待されています。



[敷地の概要]



地理院地図（国土地理院）を利用して表示

[敷地の条件等]

住 所	大津市浜大津五丁目
敷地面積	大津港港湾業務用地 全体約 8,000 ㎡のうち約 3,000 ㎡（県有地および一部大津市有地）
交 通 アクセス	京阪石山坂本線・びわ湖浜大津駅 徒歩 2 分 J R 琵琶湖線・大津駅 徒歩 15 分 名神高速道路・大津 IC 10 分
接 道	滋賀県道 102 号大津湖岸線・滋賀県道 18 号大津草津線（重複）
用途地域等	商業地域（建ぺい率 80% 容積率 400%） 第 7 種高度地区（高さ 45m）
景観計画	大津都心眺望景観保全地域 市街地水辺景観区
その他の条件	駐車場整備地区 大津港臨港地区 屋外広告物規制区域（第 3 種許可区域） 埋蔵文化財包蔵地（大津城跡）
主な周辺施設	①京阪びわ湖浜大津駅 ②大津港旅客ターミナル ③浜大津アーカス ④明日都浜大津 ⑤大津マリーナ

[敷地利用の方針]

- ・ 予定地西側の天津港シンボル緑地を活かした施設配置とし、京阪びわ湖浜大津駅からの利便性の向上を図るとともに、JR 大津駅からの利便性や湖岸からのアクセスについて配慮します。
- ・ 駐車場については、同シンボル緑地地下の駐車場等、周辺駐車場の活用を基本に検討します。
- ・ 予定地東側の未利用地等、今後、周辺用地での開発が進むことを想定した施設配置とします。
- ・ 詳細については、天津港港湾計画との整合や大津市のまちづくり計画との調整が必要です。

[立地特性を活かした活動]

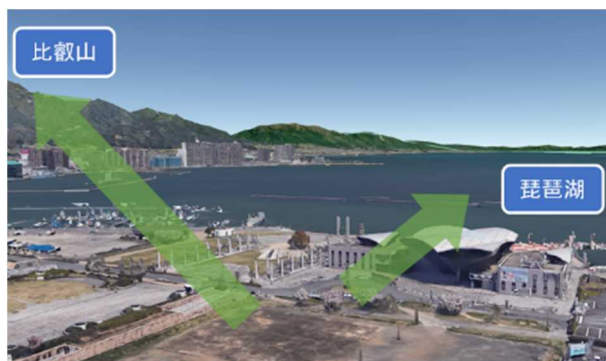
- ・ (1) 立地概要に記載したとおり、(仮称)新・琵琶湖文化館の建設予定地は、次のような立地の特徴を有しています。開館後は、この立地を活かし、全国有数の文化財保有県である本県の新しい玄関口として、国内外から人々を迎え、県内各地の文化財へと誘う役割を果たすことが求められています。

立地のポイント

- ①滋賀県を代表する風景である、琵琶湖や比叡山を望むロケーション
- ②京阪神等、大都市圏からの好アクセス
- ③社寺等との高い回遊性など、文化財観光の拠点性
- ④陸路(京阪、JR、名神高速)、水路(天津港)の結節点ならではの県内観光の拠点性
- ⑤官民の連携による浜大津エリアの活性化

①滋賀県を代表する風景である、琵琶湖や比叡山を望むロケーション

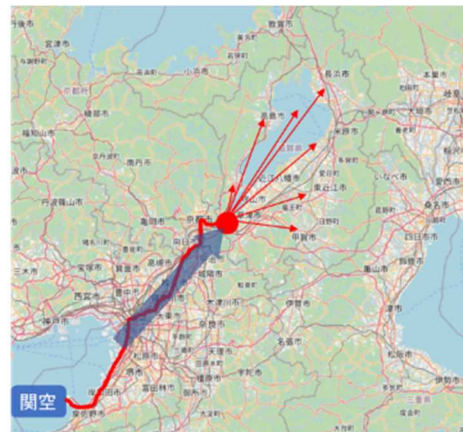
「日本仏教の母山」とも称され、日本を代表する聖地である比叡山。そして、「天台薬師の池」と呼ばれ、信仰のよりどころとされた琵琶湖。この館を訪れた人々は、数々の仏教美術・神道美術に触れたあと、展望エリアから目の前に広がる琵琶湖と比叡山を感じることができます。水を中心とする篤い信仰のもと、大切に文化財を受け継いで来た先人の思いが、今、時代を超えて私たちの心に受け継がれます。



②京阪神等、大都市圏からの好アクセス

(仮称)新・琵琶湖文化館は、鉄道(JR、京阪)でも自家用車(名神高速道路)でもアクセスが良好です。大阪観光、京都観光から少し足を延ばせば、そこは文化財と自然にあふれた滋賀。

数々の文化財が生み出された古き時代を色濃く残す風景やそこでの文化財や文化財に関わる人々との出会いは、訪れた人に、都心部の観光とは違った印象をもたらすことでしょう。



(c)OpenStreetMap contributors

③社寺等との高い回遊性など、文化財観光の拠点性

京阪大津線沿線には、1日では回り切れないほどの社寺が点在しています。また、浜大津周辺には、東海道最大級の宿場町で、大津百町と称された歴史的な街並みが広がります。展示を見た後は館内で情報を集め、思い思いに文化財巡りを楽しむことができます。天気の良い日は、自転車での文化財巡りもいいものです。館を一步出たところから、新たな文化財との触れ合いがもう始まっています。



④陸路、水路の結節点ならではの県内観光の拠点性

(仮称)新・琵琶湖文化館は、県内各地へのアクセスも容易です。鉄道でも自家用車でも、思い立ったらすぐに現地へ向かうことができます。しかし、アクセスの良さは、陸路だけではありません。目の前の大津港からは、琵琶湖観光に出発することができます。近江の文化財にとって特別な意味合いを持つ琵琶湖を全身で感じながら、竹生島などへ足を延ばすことができます。陸路と水路を活かした文化観光ができる博物館。まさに、県内観光の拠点となる博物館です。

⑤官民の連携による浜大津エリア周辺の活性化

(仮称)新・琵琶湖文化館が立地する浜大津地区の東から琵琶湖畔に約 4.8 kmにわたって続く「大津湖岸なぎさ公園」は、滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールをはじめとする公共施設や、ホテルなどの商業施設が並び、数多くの住民の方や観光客の方に親しまれています。このエリアでは、大津市では「なぎさ公園周辺魅力向上プロジェクト」により、数々の魅力向上策が検討されています、また、官民の参画による(仮称)レイクビワココンベンションストリート活性化協議会準備委員会も立ち上げられるなど、官民挙げてこのエリアの活性化に取り組む動きが高まっています。

(2) 気候

① 気温

- ・近江盆地南西部に位置する大津市の気候は、内陸性気候よりも瀬戸内海式気候に近い気候です。平均気温は各年を通じてほぼ安定しており、平年値で年平均気温 14.9℃、8月平均気温 27.1℃、1月平均気温 3.9℃（統計期間 1981年～2010年）、最高気温は8月頃（32.2℃）に記録、最低気温は0.5℃で統計年の範囲では氷点下を記録していません。
- ・博物館内の望ましい環境の目安とされている気温 20℃、相対湿度 60%の室内空気の露点温度は12℃であることから、月平均気温が12℃以下となる11月から3月の外気温に接すると結露することとなります。したがって、寒冷地ではないものの、収蔵・展示環境周辺の空間においては、適切な断熱対策を施す必要があります。

[大津の気温（気象庁）] ※統計期間：1981～2010（30年）

要素 (°C)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
平均 気温	3.9	4.2	7.3	13.0	17.9	21.9	25.8	27.1	23.2	17.0	11.3	6.3	14.9
日最高 気温	7.8	8.3	12.1	18.5	23.2	26.6	30.5	32.2	27.9	21.9	16.0	10.6	19.6
日最低 気温	0.5	0.5	2.9	7.9	13.0	17.9	22.2	23.2	19.3	12.7	7.0	2.5	10.8

② 湿度

- ・琵琶湖の存在が強く影響し、奈良や京都などの周辺盆地と比較して、寒暖差が穏やかで湿度が高い状況です。
- ・博物館の設置にあたっては、収蔵・展示される文化財を保護するため、特に湿度管理を徹底する必要があります。年間を通じて高湿度な環境においては、文化財保存・公開管理計画における温湿度環境設定と並行して、周辺環境においても有害生物の発生を抑制する対策を行うなど、十分な配慮を行う必要があります。

(3) 災害

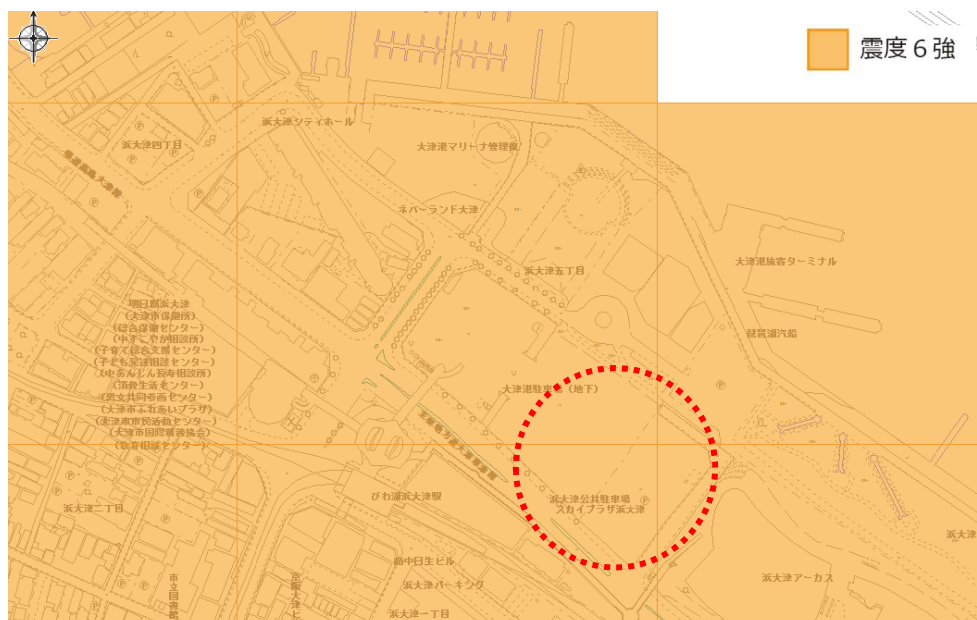
①地震

- ・震 度：最大想定震度は震度 6 強です。
- ・液状化：P L 値 20～25 で、液状化の危険性が高いことから、基礎構造において適切な液状化対策が必要です。

※参考：PL≧10 構造物に影響の出る可能性のある液状化が発生

PL≧20 激しい液状化

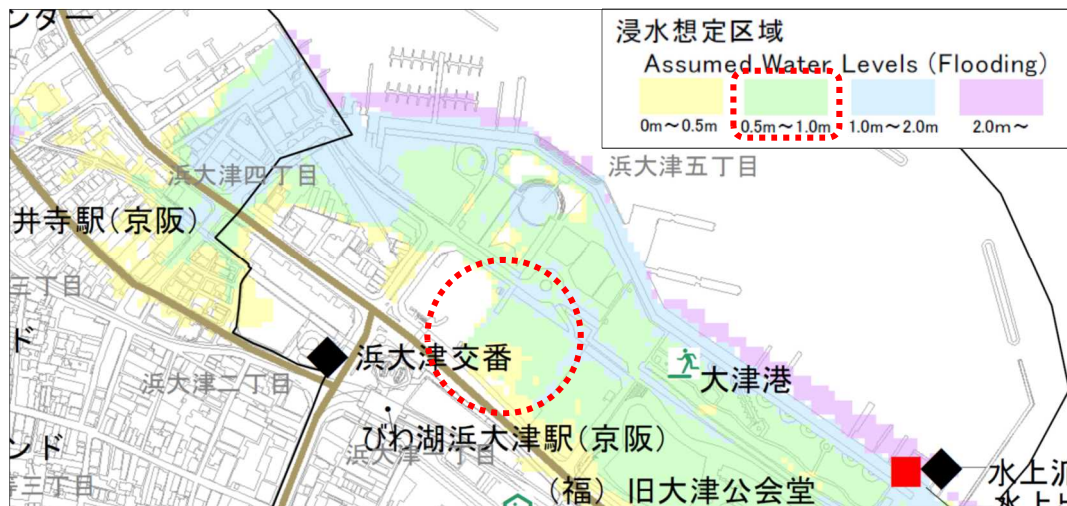
- ・活断層：敷地内に活断層の存在は報告されていません。
- ・国土交通省が定める公共建築の構造基準により、強度の地震動を受けても建築用途や機能が維持され継続使用が可能なレベルの建築として、建築基準法の定める許容応力度計算、保有水平耐力計算において 1.25 倍の強度の確保が必要です。
- ・建築免震の導入を検討します。



出典：MyTown おおつ

②浸水

- ・琵琶湖浸水想定区域のうち、0.5m～1.0mの浸水が予想される区域です。
- ・建築計画上、琵琶湖畔の立地から湿度対策が必要であり、浸水への対策と合わせて、1階のフロアレベルを1.0m以上にするとともに、資料が恒常的に存置される収蔵庫や展示室等は2階以上に配置する必要があります。



出典：大津市防災マップ

3. 機能配置・諸室

(1) 施設規模

施設全体の延床面積は、6,700 m²程度とします。

(2) 諸室機能

①収集・保存部門 (2,150 m²程度)

収蔵庫、収蔵庫前室、搬入口・トラックヤード、荷解室、点検室、借用資料一時保管庫、燻蒸室、緊急保管庫を備えるものとします。

室名 [想定面積、天井高]	概要	与件
収蔵庫 (3室) ○彫刻・工芸資料収蔵庫 ○絵画・書跡・典籍資料収蔵庫 ○その他資料収蔵庫 想定面積：1,500 m ² (3室の合計) 天井高：4~7m	収蔵品の種類・性質に応じ、適切に保管する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2階以上に配置する。 ・ 予測を上回る資料の増加に対応できるよう、将来的に一部中二階（メザニン）の設置ができるよう検討する。 ・ 免震設備（建築免震、床免震等）の導入を検討する。 ・ 前室との間に気密断熱防火扉を設け、内側に内扉を設ける。 ・ ガス消火設備を備える。 ・ 安定的な環境の下で資料を安全に継承するため、外光が入らない構造とする。 ・ 有機酸・アンモニア・ホルムアルデヒド等の文化財に有害な物質を低減するほか、断熱対策を強化した仕上げとする。 ・ 資料特性に合わせた温湿度環境を確保する（収蔵庫単独の空調系統、CO²制御による換気システム等）。 ・ 高演色（RA95以上）タイプのLED照明設備を備える。 ・ 一部に、温湿度調整の可能なキャビネットを備える。 ・ 収蔵資料にあわせた収蔵什器を備える。

室名 [想定面積、天井高]	概要	与件
収蔵庫前室 (2室) ○彫刻・工芸・絵画・書跡・典籍資料収蔵庫前室 想定面積：90 m ² 天井高：4m ○その他資料収蔵庫前室 想定面積：60 m ² 天井高：4m	環境基準の異なる収蔵庫と通路等との緩衝地帯として設け、収蔵庫内の収蔵品の点検、貸し出し業務等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・彫刻・工芸資料収蔵庫と絵画・書跡・典籍資料収蔵庫は共用の前室とし、収蔵庫大型台車や丈六坐像の移動がしやすい空間を確保する。 ・その他資料収蔵庫には、単独の収蔵庫前室を設ける。 ・防犯・防火性能を確保するため、通路との間に収蔵庫扉（2時間耐火仕様）を設ける。 ・ガス消火設備を備える。 ・安定的な環境の下で資料を安全に継承するため、外光が入らない構造とする。また、有機酸・アンモニア・ホルムアルデヒド等の文化財に有害な物質を低減するほか、断熱対策を強化した仕様とする。 ・収蔵庫と同等の温湿度環境を確保する。 ・高演色（RA95以上）タイプのLED照明設備を備える。 ・梱包資材の保管のため、梱包資材整理用の棚を備える。 ・収蔵資料の点検・調査を行うため、大型作業台を配置する。
搬入口・トラックヤード 想定面積：100 m ² 天井高：5m	収蔵庫で保管する資料、館外からの借用資料を安全に搬出入する。	<ul style="list-style-type: none"> ・4t美術専用車2台を駐車できるスペースを備える。 ・搬入口は、琵琶湖側（北側）に設置しない。また、台風や豪雨時の浸水対策、外部からの虫の侵入対策を強化する。 ・搬入口と荷解室の床に段差を設け、資料を安全に移動するためのリフターを備える。 ・搬入口および荷解室との間にシャッターを設ける。 ・排気用個別換気設備を設ける。
荷解室 想定面積：100 m ² 天井高：5or4 m	搬入した資料の開梱作業を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・丈六仏坐像などの大型資料が扱える面積と天井高を備える。

室名 [想定面積、天井高]	概要	与件
点検室 想定面積：50 m ² 天井高：4m	搬入した資料（借入、返却）、貸出資料の点検作業を行うとともに、一時保管庫の前室としての機能を備える。	<ul style="list-style-type: none"> ・現状で最大のサイズの収蔵品（362cm×336cm）を点検できる規模を確保する。 ・防犯・防火性能を確保するため、通路との間に収蔵庫扉（2時間耐火仕様）を設ける。また、ガス消火設備を備える。 ・安定的な環境の下で資料を安全に継承するため、外光が入らない構造とする。また、有機酸・アンモニア・ホルムアルデヒド等の文化財に有害な物質を低減するほか、断熱対策を強化した仕上げとする。 ・一時保管庫と同等の温湿度環境を確保する。 ・高演色（RA95以上）タイプのLED照明設備を備える。 ・梱包資材の保管のため、梱包資材整理用の棚を備える。 ・資料の点検・調査を行うため、大型作業台を配置する。
借用資料 一時保管庫 想定面積：100 m ² 天井高：5m	館外からの借用資料等を一時的に保管する。	<ul style="list-style-type: none"> ・収蔵庫と同等の仕様とする。 ・点検室との間に気密断熱防火扉を設け、内側に内扉を設ける。また、ガス消火設備を備える。 ・安定的な環境の下で資料を安全に継承するため、外光が入らない構造とする。また、有機酸・アンモニア・ホルムアルデヒド等の文化財に有害な物質を低減するほか、断熱対策を強化した仕様とする。 ・資料特性に合わせた温湿度環境を確保する（一時保管庫単独の空調系統、CO²制御による換気システム等）
燻蒸室 想定面積：50 m ² 天井高：3m	燻蒸の必要のある作品のテント燻蒸を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・前室を設ける。 ・前室および燻蒸庫に排気設備を設ける。 ・個別空調設備を設ける。 ・電気等の配管が燻蒸室を通らないように考慮する。

室名 [想定面積、天井高]	概要	与件
緊急保管庫 想定面積：100 m ² 天井高：5m	災害等により破損するおそれのある地域の文化財を、他の収蔵品と区分して緊急的・一時的に保管する。	<ul style="list-style-type: none"> ・一般収蔵庫に生物被害が及ばないように、物理的な距離をとるとともに、空調を分離する。 ・収蔵庫と同等の温湿度環境を確保する。 ・外光が入らない構造とし、有機酸・アンモニア・ホルムアルデヒド等の文化財に有害な物質を低減するほか、断熱対策を強化した仕上げとする。 ・前室を設ける。 ・緊急保管庫と前室との間に気密断熱防火扉を設け、内側に内扉を設ける。また、ガス消火設備を備える。 ・通路と前室の間に、収蔵庫扉を設ける。 ・被災文化財を適切に処置するための設備を設けることを検討する。

②展示部門（1,000㎡程度）

導入展示室、展示室、資材室を備えるものとします。

室名 <small>[想定面積、天井高]</small>	概要	与件
導入展示室 想定面積：50㎡ 天井高：5m	県内文化財や展示内容への理解を深めるための映像展示やパネル展示等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・展示室ロビーを兼ねるものとする。 ・映像・音響設備を設置する。 ・ピクチャーレール、ライティングレールを備える。
展示室（2室） ○展示室① 想定面積：500㎡ 天井高：6～7m ○展示室② 想定面積：300㎡ 天井高：5～6m	実物資料中心の展示を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・2階以上に配置する。 ・2室の展示室を設置し、単独でも一体的にも違和感なく使用可能な配置とする。 ・資料搬入動線が来館者動線と交錯しない配置とする。 ・安定的な環境の下で資料を安全に展示するため、外光が入らない構造とする。また、有機酸・アンモニア・ホルムアルデヒド等の文化財に有害な物質を低減するほか、断熱対策を強化した仕上げとする。 ・資料特性に合わせた温湿度環境を確保する（展示室単独の空調系統、CO²制御による換気システム等） ・出入り口に自動ドアとエアカーテンのほか、防火戸を設置する。また、ガス消火設備を備える。 ・壁3面にウォールケースを設置する。また、可動壁を設置する。 ・移動可能な独立の展示ケースを複数サイズ・複数台設ける。 ・高演色（RA95以上）、調光・調色のできるLED照明設備（スポットライト、ベース照明等）を備える。
資材室 想定面積：150㎡ 天井高：3m	展示ケース、展示資材、スポットライト等の収納を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・外光が入らない構造とし、有機酸・アンモニア・ホルムアルデヒド等の文化財に有害な物質を低減するほか、断熱対策を強化した仕上げとする。 ・展示室と同様の空気環境とする（展示室と同様の空調系統、CO²制御による換気システム等）。 ・展示室の近辺に配置する。

③調査・研究部門（380 m²程度）

研究室、資料室、調査・修復室、スタジオを備えるものとします。

室名 [想定面積、天井高]	概要	与件
研究室 想定面積：80 m ² 天井高：3m	学芸員・外部研究者等が執務・研究・作業等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・外部に面した窓を設け、快適に過ごせる空間とする。 ・手洗い場を設ける。 ・大容量データの取り扱いやクラウド型収蔵品データベースに対応するためのネットワーク環境を整備する。
資料室 想定面積：175 m ² 天井高：3m	学芸員等が研究に利用する図書、図録、写真資料等の保管を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・集密書架を備えるとともに、将来の蔵書数の増大に対応できるよう、十分な規模を確保する。 ・研究室に併設するなど、利用しやすい位置に設置する。
調査・修復室 想定面積：50 m ² 天井高：4m	文化財の修復、調査を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・現状で最大サイズの収蔵品（362cm×336cm）の調査・点検を行うための作業スペースと資材置き場を備える。 ・外光が入らない構造とする。 ・OA系統には、中性能以上のフィルターを設置する。 ・靴を脱いで利用するのに適した床仕上げとする。
スタジオ 想定面積：75 m ² 天井高：5m	資料の写真撮影を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・半丈六仏坐像、屏風（一隻）を撮影することのできる規模、形状とともに、撮影設備を備える。 ・壁は、光の反射が少ない仕様とする。

④情報発信・交流部門（525㎡程度）

インフォメーション・ラーニングゾーン、キッズラーニングエリア、研修室、講堂、ボランティアスタッフルームを備えるものとします。

室名 [想定面積、天井高]	概要	与件
インフォメーション・ラーニングゾーン 想定面積：150㎡ 天井高：5m	子どもから大人まで、気軽に近江の歴史や文化に触れる機会や学ぶ機会を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ・1階に配置する。 ・エントランスホールと一体的に配置し、概ね、次のような機能を備える。 ①みちびき展示（滋賀の歴史、自然、風土等をデジタル技術等も用いて紹介） ②ライブラリー（文化財等に関する資料・情報の提供） ③県内文化財周遊情報の提供
キッズラーニングエリア 想定面積：50㎡ 天井高：5m	子ども向けの学習・体験スペース、ワークショップのスペースを設ける。	<ul style="list-style-type: none"> ・インフォメーション・ラーニングゾーンと一体的に配置し、小学生を中心とする子どもたちが、文化財に親しみ、体験しながら学べる教材、遊具等を設置する。 ・ワークショップ開催のための作業台や椅子などの什器や資材、倉庫を備える。
研修室 想定面積：100㎡ 天井高：4m	小～中規模の講座、ワークショップ、学校団体等のランチルーム等に使用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・スクール形式で50名、シアター形式で100名程度の規模を想定する。 ・2分割の可動壁、手洗い場、映像・音響設備、倉庫を設ける。 ・壁面にピクチャーレールを設置する。 ・文化財IPMに配慮した配置計画、清掃や管理しやすい仕上げとする。
講堂 想定面積：200㎡ 天井高：4～5m	大規模な講座やワークショップを行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・短時間で容易に展開可能な200名程度の移動式座席を設ける。 ・固定のステージは設けない。 ・映像・音響設備を設ける。
ボランティアスタッフルーム 想定面積：25㎡ 天井高：3m	ボランティアスタッフの控室兼打合せ室	<ul style="list-style-type: none"> ・ロッカーや打ち合わせテーブル等の什器を備える。

⑤その他（2,625 m²程度）

ア) 利用者サービス部門

エントランスホール、カフェ・ショップ、キッズルームを備えるものとします。

室名 [想定面積、天井高]	概要	与件
エントランス ホール 想定面積：250 m ² 天 井 高：5m	来館者を出迎える空間として、総合案内やトイレなどの利用者サービスを提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ・館内総合インフォメーションを配置し、近江の文化財の紹介、案内機能も担う。 ・来館者のためのロッカー及びクローク、救護室等を設置する。 ・オストメイト対応、多目的トイレなど、ユニバーサルデザインに対応したトイレを備える。 ・メインエントランスは敷地西側のシンボル緑地側とし、シンボル緑地地下駐車場との円滑な移動にも配慮する。 ・サブエントランスを東側等に設ける。
カフェ・ショップ 想定面積：125 m ² 天 井 高：3～5m	カフェ ミュージアムショップ	<ul style="list-style-type: none"> ・食品・商品・ゴミの管理設備と専用の動線を設け、博物館の資料動線と分離する。 ・給排水設備、換気設備、必要な電気容量を備える。
キッズルーム 想定面積：15 m ² 天 井 高：3m	乳幼児の休憩場所	<ul style="list-style-type: none"> ・靴を脱いで利用するスペースとし、子どもが安全に利用できるよう配慮する。 ・多目的トイレ、幼児用トイレ、授乳室を併設する。

イ) その他（管理諸室、共用部、機械室等）

管理諸室、廊下やエレベータ、機械室等を設けるものとします。

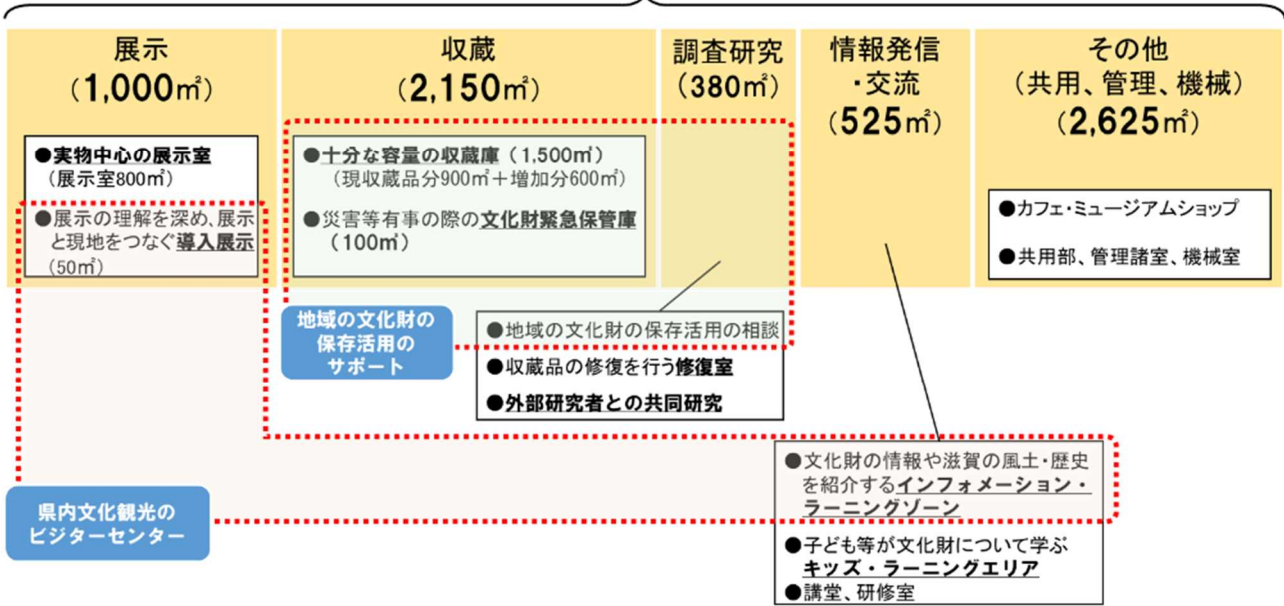
室名 [想定面積、天井高]	概要	与件
管理諸室	管理用の諸室	<ul style="list-style-type: none"> ・事務室、館長室、応接室、会議室、倉庫、職員用ロッカー・更衣室・トイレ、給湯室、警備室等を備える
廊下、 エレベータ等	来館者動線	<ul style="list-style-type: none"> ・動線はホールなどの空間に包含することとし、廊下はできる限り設けない。必要な場合は、バリアフリーなど必要な措置に配慮する。 ・エレベータは必置とし、エスカレータは必要に応じて設置を検討する。設置位置に関して、利用者の利便性に配慮する。 ・来館者用動線は、ユニバーサルデザインに対応したものとし、すべての利用者が同じ動線上を移動できるよう配慮する。 ・来館者用の車寄せを設ける。
	資料動線 (バックヤード)	<ul style="list-style-type: none"> ・資料専用のエレベータ、廊下を設置し、来館者動線と交錯しない配置とする。トラックヤードから収蔵庫・展示室に至る資料動線を第一に考えた平面プランとし、資料搬入を阻害しないよう段差や曲がり角の少ないプランとするほか、空気環境や文化財 I P M 上の管理に配慮する。 ・丈六坐像の移動を行うことができる通路幅や扉間口、資料用エレベータ等とする。
機械室等	機械室	<ul style="list-style-type: none"> ・博物館としての機能を果たすために必要な機械設備等を配置する。 ・浸水により空調等の必要機能が失われることのないよう配置する。

●その他共通事項

- ・来館者利用部分や職員利用部分について、Wi-Fi 等ネットワーク環境を整備します。
- ・琵琶湖をはじめとする滋賀の自然を展望できるスペースを設けます。
- ・文化財の保存環境等に配慮しながら、来館者が利用するスペースでの滋賀県産木材の活用を進めます。

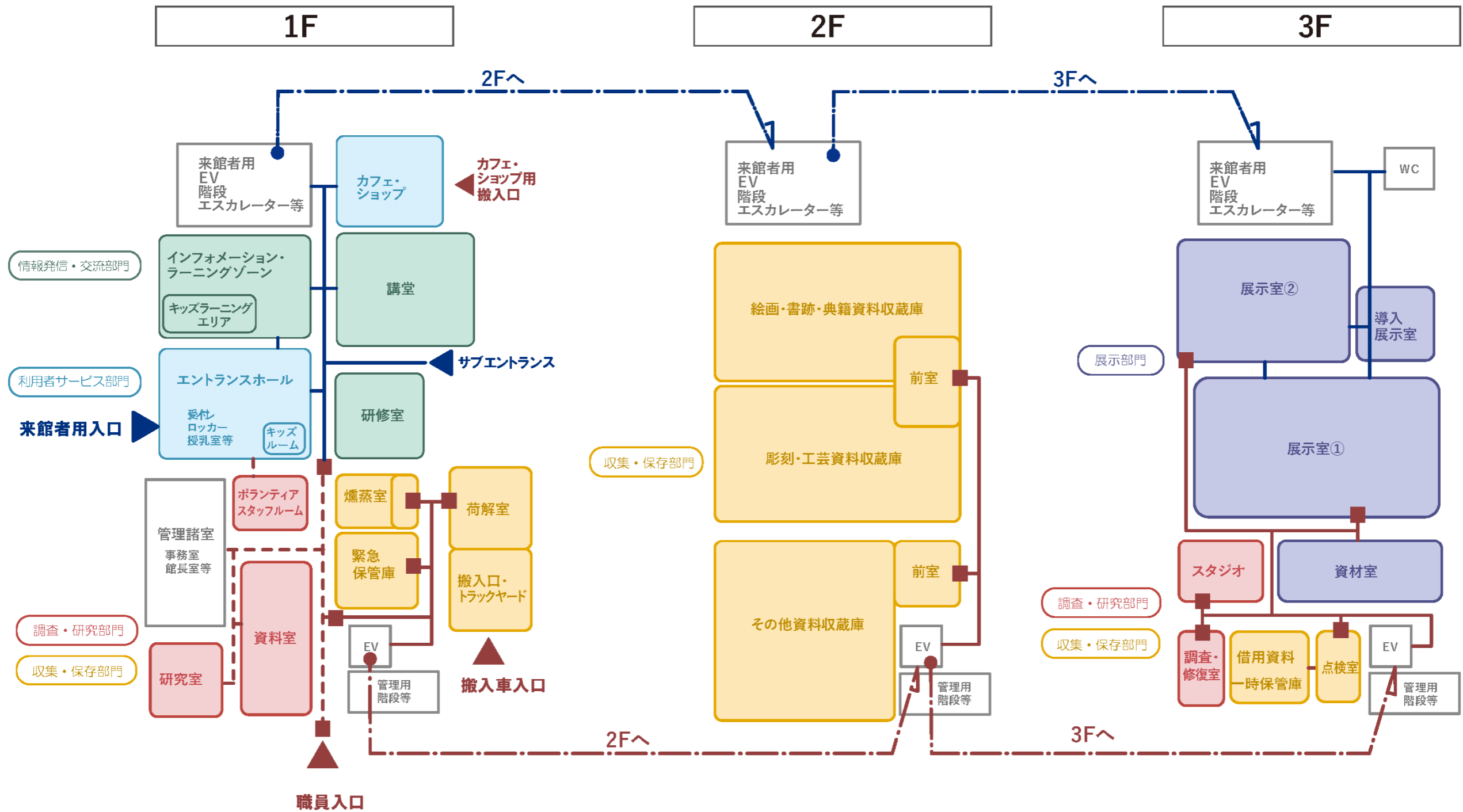
【各機能のイメージ】

計 約6,700㎡



4. 機能連関図

- ・当該施設の敷地規模、建築条件などにより、概ね3層程度の建物を想定します。
- ・諸機能の規模、配置は限定するものではなく暫定与件としての指標であり、今後の整備計画、建築設計の進展に応じ、技術精査を含めた調整検討を行います。
- ・浸水対策として資料が恒常的に存置される収蔵庫や展示室等の2階以上の配置、資料動線の確保、文化財IPM対策については、本図にもとづき確実な実現を図ります。



第 5 章 展示計画

1. 基本方針

「第2章（仮称）新・琵琶湖文化館の役割と目指す姿」に示した「近江の文化財を中心とするミュージアム」の機能の実現に寄与する展示公開活動を、以下の基本方針のもと展開します。

- ①豊富な実物資料を有する本県の特徴を生かし、仏教美術・神道美術を中心とする近江の美術工芸品の実物資料を幅広く展示します。
- ②2つの展示室を柔軟に組み合わせ、上質でテーマ性のある魅力的な展示を行います。
- ③年齢、障害の有無、話す言語の違い等にかかわらず幅広い利用者が楽しめる展示を行います。
- ④滋賀の歴史、文化、自然と近江の文化財との“橋渡し”により、展示を通じて滋賀の美の魅力を発信し、県内各地へと誘います。

2. 展示室

(1) ねらい

- ・ 県民や国内外からの来訪者に向け、近江の文化財を紹介する展示を行います。
- ・ 実物資料を中心とした様々なテーマ、切り口による展示を行い、資料の魅力を引き出す展示演出、多様な来館者にわかりやすく伝える展示解説を行います。

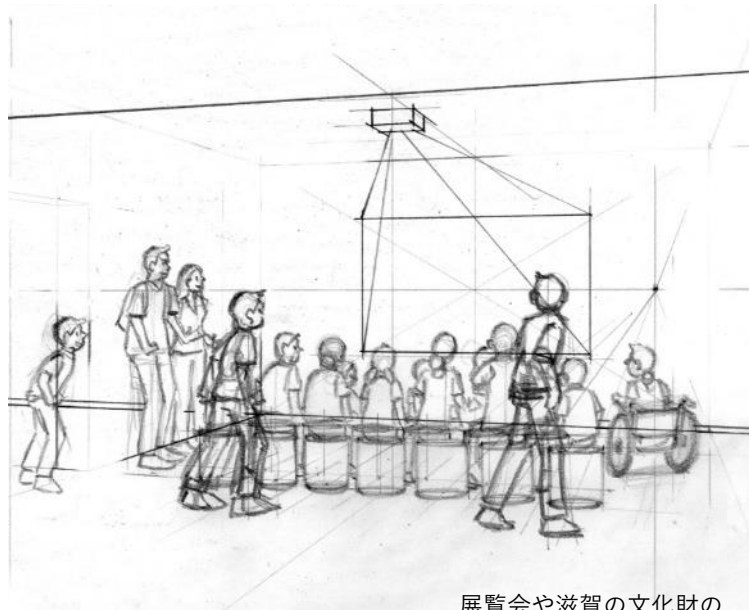
(2) 展示室（導入展示室、展示室1、2）

①導入展示室 - 映像展示 -

- ・ 主要な収蔵資料の見どころや意義を、見る人の心に訴えかける精緻な映像で紹介します。展示資料に関わる映像コンテンツ、特設の展示テーマとリンクした映像を必要に応じて制作します。

《映像コンテンツ例》 神仏美術の粹、滋賀の風土と文化財

[イメージ図（※あくまでもイメージであり、今後の検討の方向を示すものではありません）]



展覧会や滋賀の文化財の
理解を助ける導入展示

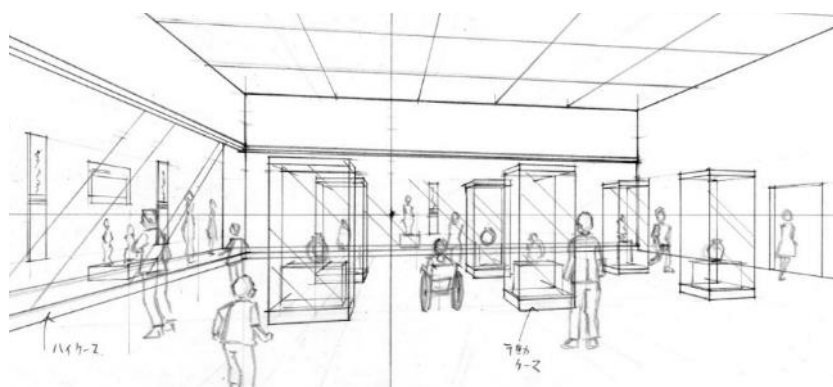
②展示室 1・2

- ・面積や天井高の異なる展示室を2室設け、柔軟に企画を組み合わせることで多様な展示を可能にします。

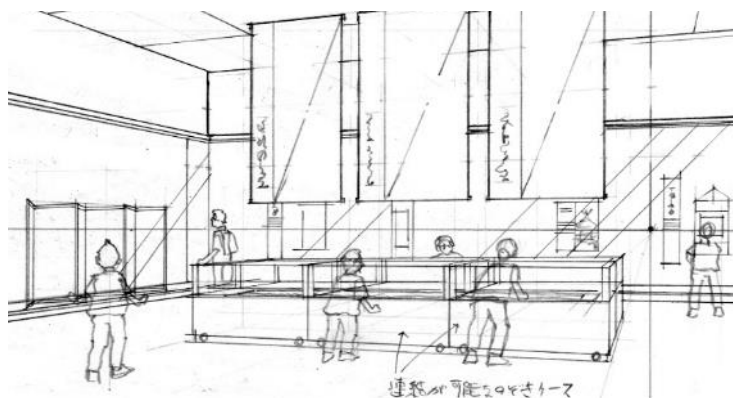
[イメージ図 (※あくまでもイメージであり、今後の検討の方向を示すものではありません)]



インパクトのある大型展示が可能



文化財の展示環境として十分配慮された展示ケース
(ウォールケース、独立ケース等)



個別主題で展開するテーマ展示



展示資料をわかりやすく伝える展示解説

(3) 展示室の利用イメージ

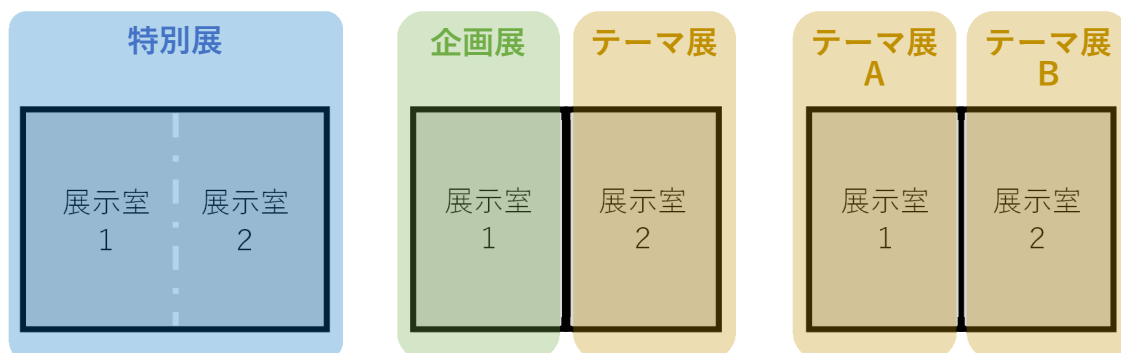
- ・ 2つの展示室を柔軟に活用し、様々なテーマ・切り口で収蔵品をはじめとする近江の文化財を紹介する展覧会を開催することで、“本物をじっくりと見ることができる””常に変化し、訪れるたびに必ず新しい発見がある“展示を実現します。
- ・ 展示の規模、展示資料の内容等に応じ、概ね次の区分の展覧会を開催します。

①**特別展** 全展示室を使用する大規模な展覧会です。多くの展示作品を県内外の社寺や博物館等から借用し、自由度の高い展示室を活かした多様な展示演出によって作品が持つ魅力を最大に引き出します。大きなテーマを深く掘り下げ、近江の文化財の世界を心ゆくまで堪能していただきます。

②**企画展** 収蔵品、借用作品を交えながら、近江の文化財を様々な企画で紹介する展覧会です。個別の地域・時代に焦点を当てた企画や、子ども向けの企画など、幅広い分野の文化財を有する滋賀ならではの多彩な企画により、近江の文化財の魅力を様々な角度から感じていただきます。

③**テーマ展** 収蔵品を中心とする展覧会です。展覧会ごとに様々なテーマ、違う切り口を設け、琵琶湖文化館が収蔵する質・量ともに全国有数の文化財を、日々進展する調査・研究の成果や最新の知見をもとに、余すところなく紹介します。

[展示パターン例]



【展覧会テーマ例】

① 仏教・神道美術と信仰の場をつなぐ

信仰の核となる仏像・神像などとともに、それらが祀られてきた霊場・聖域を映像や写真で紹介

瀬田川を象徴する神の正体である仏像と瀬田川の激しい流れ



にやくおうじ
大津市・若王寺
によらいぎょうりゆうぞう
如来形立像(重文)



長命寺本堂を飾る華鬘と本堂裏にそびえる巨岩



近江八幡市・長命寺
こんどうすかしぼりけまん
金銅透彫華鬘(重文)



② 今はなき多様な信仰の姿をさぐる

県内各地に色濃く残る神仏習合の痕跡を豊富な実物資料で紹介

寺院に残る神の痕跡



だいにちじ
甲賀市・大日寺
やくしによらいぎょうぞう
薬師如来坐像(県指定)



長浜市・正源寺
ひえきんのうまんだら
日吉山王曼荼羅図(県指定)

神社に残る仏の痕跡



ほんどうじんじゃ
甲賀市・飯道神社
かけぼとけ
懸仏(県指定)



つぶえじんじゃ
守山市・蜷江神社
てんぶぎょうりゆうぞう
天部形立像(市指定)

③ 近世絵画に描かれた近江の風土を紹介

江戸時代に描かれた滋賀の情景や祭の様子を展示し、現地へいざなう



琵琶湖文化館蔵 琵琶湖図 (円山応震筆)



琵琶湖文化館蔵 日吉祭礼図
(正源寺業蕃筆)

3. その他の多様な展示

(仮称)新・琵琶湖文化館では、地域全体の文化財の魅力や文化財の持つ価値を正しく伝えるため、館内での展示に加え、様々な展示機会を設けます。

①オンライン展示

- ・コロナ後の博物館のあり方の一つとして、国内外に向け、インターネットを活用して文化財を鑑賞できるよう、オンライン展示を行います。

(例)：展示室のパノラマビュー映像・VR映像、資料の高精細画像・3D画像、ギャラリートーク・講座等の映像 等

②地域連携企画展

- ・県内の博物館(県立・市町立)や文化財所有者等と連携し、それぞれの所蔵品・収蔵品を活用した展覧会を開催します。多くの文化財が県内に点在し、それぞれの地域で大切に受け継がれてきた滋賀ならではの、より地域に密着した会場や内容の共同企画展です。



地域連携企画展(令和2年2月)

③県立美術館との連携展

- ・文化財という枠や時代の枠を超えた、滋賀の美の魅力を発信する展覧会を県立美術館と連携して開催します。また、全国巡回展等のさらに大きな企画展についても、県立美術館との連携による開催を検討します。



県立美術館(改装イメージ図)

第6章

インフォメーション・ラーニングゾーン

1. 基本方針

「第2章（仮称）新・琵琶湖文化館の役割と目指す姿」に示した「文化観光拠点となるビジターセンター」を実現するため、以下の3つを軸にした活動を展開します。

- 近江の文化財を育んだ、滋賀の歴史、自然、風土の紹介
- 展示の主題に親しみ、理解を深める体験展示
- 滋賀県全域の文化財スポットを紹介し、現地へと誘う仕掛けづくり

2. インフォメーション・ラーニングゾーン

(1) ねらい

- 【より広く】子どもから大人まで多様な世代の人々が、気軽に近江の歴史や文化に触れる機会を提供します。
- 【より深く】近江の文化財に興味を持つ人や、展示を通して近江の文化財に新たに興味を持った人に対して、関連書籍や文献資料等を通して更に深く学ぶ機会を提供します。
- 【より繋がる】滋賀県の歴史、自然、風土や県内各地の魅力を発信し、滋賀県の文化財からその背景へと興味を深めてもらい、県内各地への回遊につなげます。

(2) 想定する機能

①みちびき展示

- ・県内各地に広がる近江の文化財の概要や、それらの文化財を育んだ、滋賀の歴史、自然、風土とのつながりを、映像や展示装置を用いて紹介します。
- ・子どもから大人まで多様な世代の人々が、気軽に立ち寄り、利用することができるよう工夫し、学校・団体による利用も想定します。

《展開例》

- 近江の歴史**：文化財を育んだ背景として、琵琶湖をはじめとする特徴的な自然環境に育まれた長く深い歴史を紹介します。

主な展示要素：できごと年譜（デジタル年譜） 等

- 近江国・滋賀県の姿**

：県域全体を俯瞰できる展示装置等により、滋賀や琵琶湖の姿、各地域の歴史や風土の特徴やそこで育まれた文化財を紹介します。

- 体験展示**：近江の文化財や展示室での展示資料を理解するため、さわって資料のかたちや素材の手触りを体感できる展示、子どもが楽しめる展示等、多様な体験手法を導入します。

②近江の文化財ライブラリー

- ・近江の文化財に興味を持つ人や、展示を通して近江の文化財に新たに興味を持った人が学びを深めることができるよう、文化財関連書籍・文献資料、滋賀の歴史や自然、文化等を紹介する書籍、収蔵品データベース端末等を備えたライブラリーを整備します。

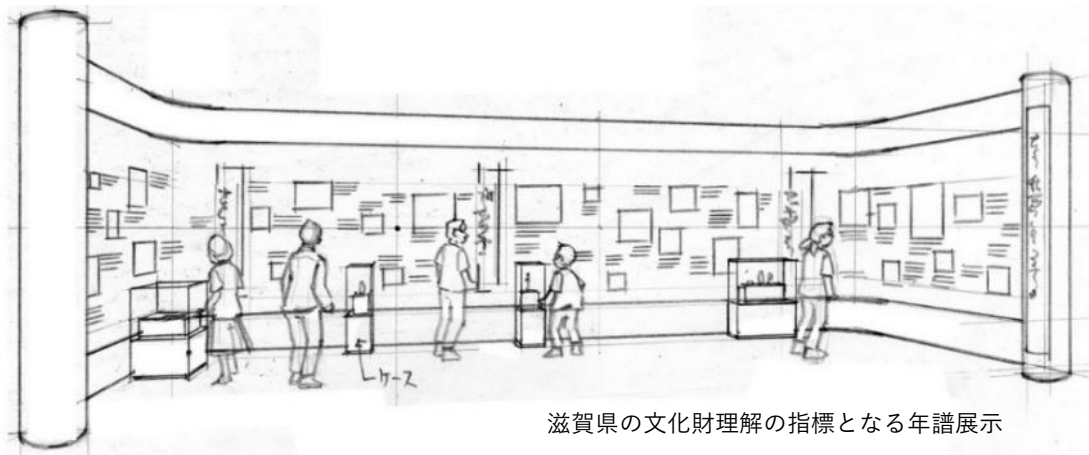
③近江の文化財周遊案内

- ・ 県内各地の近江の文化財に関する情報提供を行うとともに、来館者が興味を高め、県内各地へ回遊したくなる仕掛けづくりを行うことにより、県内文化観光の拠点となるビジターセンターとしての役割をもたせます。

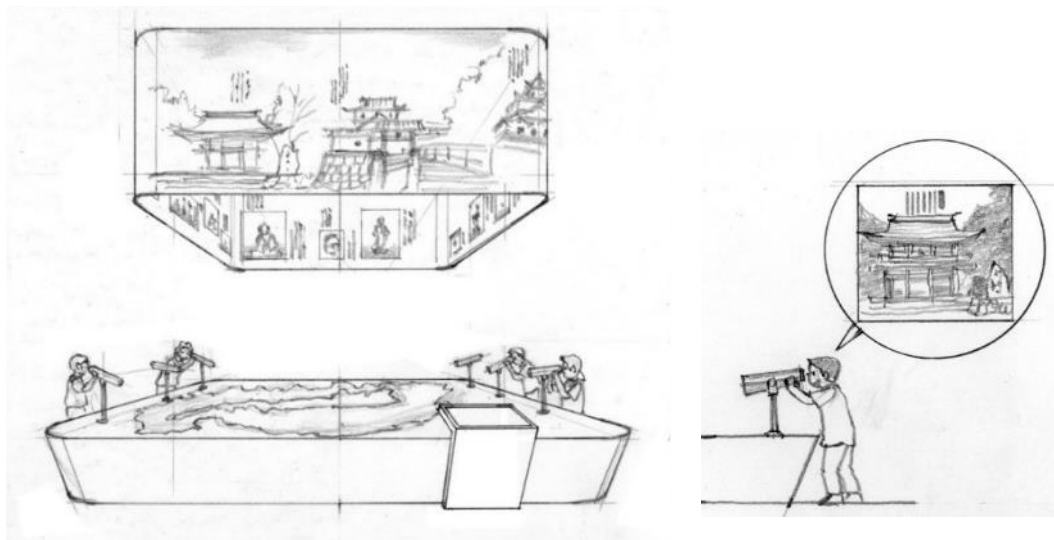
《活動の例》

- ・ 県域に点在する文化財や歴史文化に関わるエピソード等を巡りながら学べるワークシートや利用者の多様な関心に対応したテーマコースなどを作成し、提供する。
- ・ 近江の文化財と観光に関する専門解説員の育成を行い、みちびき展示の各展示アイテム等も交えながら、来訪者への情報提供や観光案内を行う。

[イメージ図 (※あくまでもイメージであり、今後の検討の方向を示すものではありません)]



滋賀県の文化財理解の指標となる年譜展示



県域文化財の広がりや内容を俯瞰する展示



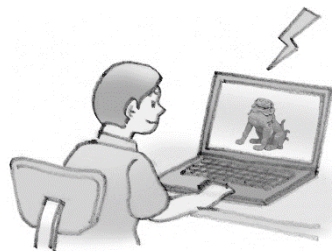
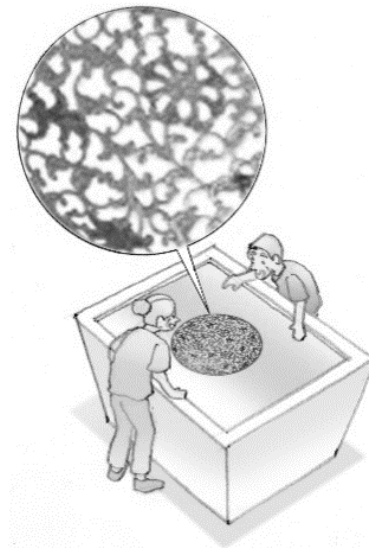
興味を持った地域や文化財への
学びを深めるライブラリー



文化財周遊ガイドを兼ねた
受付インフォメーション



展示の主題に親しむ触れる
体験展示アイテム



どこからでも展示や収蔵資料を
鑑賞できるデジタルコンテンツ

第7章 運営計画

1. 組織体制

(仮称)新・琵琶湖文化館に求められる事業活動を着実に展開するためには、概ね以下のような組織体制が必要です。

県は、必要な組織体制の構築に向け、専門分野に応じた学芸員や事務職員等の十分な配置に努めます。

- ①館長 高い専門性、経営感覚、地域の文化財の保存活用に対する意識をもち、博物館活動を総合的にマネジメントできるリーダーシップのある人材を配置します。
- ②学芸部門 収蔵品の保管、調査研究、展示等を行う博物館の中核部門であり、収蔵品の分野（絵画、彫刻、工芸、書跡等）に応じた学芸員や教育普及担当の学芸員を配置します。
- 収蔵品の保存環境の管理や地域の文化財の保存の助言を行うことのできる専門的な人材を配置に努めます。
- (所掌業務)
- ・ 作品の収集・保管、調査研究
 - ・ 展覧会の企画・運営
 - ・ 教育普及プログラム、アウトリーチ活動の企画・運営
 - ・ 地域の文化財の保存活用のサポート
- ③広報企画部門 広報、営業、関連事業の企画等を行う部門であり、事務職員等を配置します。
- (所掌業務)
- ・ インフォメーション・ラーニングゾーンの企画・運営
 - ・ 展覧会や関連事業の広報、情報発信（HP 運営、オンライン展示等）
 - ・ 館の利用促進（サポート組織の運営、館利用促進事業の企画・運営、他の文化観光施設との連携事業の企画等）
- ④総務管理部門 予算管理や経理、庶務、施設の維持管理等を行う部門であり、事務職員等を配置します。
- (所掌事務)
- ・ 予算管理・経理、庶務
 - ・ 施設の維持管理
 - ・ 展覧会や関連事業の実施支援

2. 協働・連携の仕組み

(1) 外部連携

・専門的知見を取り入れ、効果的に活動を行うため、外部との積極的な連携を図ります。

連携先	想定される連携内容（例）
大学、 研究機関	<ul style="list-style-type: none"> ・保存科学分野、調査分析など、大学・研究機関の専門的知見の活用 ・共同研究、人材交流等の調査研究活動 ・博物館実習やボランティアの受入れ等
国立博物館、 県外博物館	<ul style="list-style-type: none"> ・共同研究、人材交流等の調査研究活動 ・資料等の相互利用、情報交換 ・共同・連携展の開催
県立美術館	<ul style="list-style-type: none"> ・滋賀の美の魅力の発信拠点としての連携 ・大規模な仏教美術・神道美術展覧会の開催
県内博物館	<ul style="list-style-type: none"> ・滋賀の美の魅力の発信 ・共同・連携展の開催 ・教育普及プログラムの共同企画、共同実施 ・研修の受入れ等の人材育成支援 ・地域の文化財の共同調査、共同研究 ・人材交流等の調査研究活動 ・文化財講座等の共同開催・相互ネット配信 ・災害時等の県内博物館収蔵品の緊急受入れ
県内学校	<ul style="list-style-type: none"> ・学校活動としての博物館利用の推進、教育普及プログラムの共同開発 ・学校での出張講座などの実施 ・学芸員と教職員の交流
図書館等	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財関連図書等、資料情報の共有 ・近江の文化財ライブラリーの運営に関する助言
地域の 文化財所有者	<ul style="list-style-type: none"> ・所有文化財の共同調査、保存活用策の共同研究、助言 ・共同・連携展の開催 ・共通周遊企画等の開発
企業等	<ul style="list-style-type: none"> ・企業協賛事業等の実施
国（文化庁）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の文化財の保存活用に関する連携
市町、県	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の文化財の共同調査、情報の共有

(2) ボランティアスタッフの活用

- ・ ボランティアスタッフを受入れ、協働による活動を行うことにより、博物館の活動の活性化を図るとともに、様々な交流促進や県民の自己実現の機会を提供します。

《活動の例》

インフォメーション・ラーニングゾーンにおける学習補助・県内回遊情報の提供
ワークショップ補助
多言語対応
資料整理・補助 等

第 8 章

事業推進計画

1. 整備・運営手法

(1) 整備方式の種類

- ・ 県では、平成 28 年(2016 年)3 月に策定した「滋賀県公共施設等マネジメント基本方針」において PPP/PFI の推進を図る方針を掲げ、同年 12 月には、「滋賀県 PPP/PFI 手法導入優先的検討方針」を策定しました。この方針に基づき、PPP/PFI 手法と従来型手法との比較を行うことで、より効率的・効果的な手法を採用し、限りある財源を効率的に使用することとしています。
- ・ (仮称)新・琵琶湖文化館については、同方針に定める優先的検討の対象事業であり、同方針に基づき、PPP/PFI 手法導入の検討を行う必要があります。
- ・ 整備・運営手法の選定にあたっては、(仮称)新・琵琶湖文化館の事業活動や目指すべき施設の実現に適用可能な手法を効率的に検討する必要があることから、下表のとおり様々な整備・運営手法がある中で、①公設公営（直営方式） ②公設民営（指定管理者方式） ③PFI 方式 を比較検討します。

		管理運営	
		行政	民間
整備	行政	公設公営 ・ 直営方式 (従来の行政サービス)	公設民営 ・ 管理運営委託 ・ 指定管理者制度 ・ 施設貸与 ・ D B O
	民間	民設公営 ・ 施設受譲 ・ 施設借用 (リース)	民設民営 ・ P F I 方式 ・ 第 3 セクター方式 ・ 定期借地権方式

(2) 主な手法の概要

①公設公営（直営方式）

- ・自治体が自ら施設整備（設計、工事）、資金調達、維持管理、事業運営を行います。また、清掃、警備等、施設の維持管理業務等、業務の一部を民間に委託する場合があります。
- ・自治体の方針を運営に反映しやすい反面、柔軟な運営がしにくく、コスト削減余地も小さいとされています。

②公設民営（指定管理者方式）

- ・公の施設の維持管理・運営を、県の指定する法人、その他の団体が一定期間（一般的に3～5年程度）実施します。なお、施設の目的や態様等を踏まえ、地域の実情に応じて業務の範囲を限定することも可能です。
- ・また、利用料金制度（指定管理者が管理する公の施設の利用にかかる料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる制度）を採ることにより、指定管理者の経営努力を発揮しやすくすることが可能です。
- ・柔軟で質の高いサービスの提供が期待できる反面、自治体にノウハウが蓄積されにくい、指定管理者の交代により事業の継続性・安定性が確保されにくいなどの指摘もあります。

③PFI方式

- ・民間事業者が施設等の設計・施工・運営・資金調達を一体的に委ねるもので、BTO、BOT、BOO等の方式があり、事業類型別では、独立採算型、サービス購入型、混合型の3種類に分けられます。また、あらかじめ県と民間事業者との間で、業務の分担を定めることが可能です。
- ・一般的に、事業方式の設定や事業者選定といった事前の手続きに長い期間を必要としますが、設計・施工・運営を一括で行うことにより、設計・工事期間の短縮や維持管理を含めた総費用の縮減が可能とされています。
- ・民間事業者の創意工夫による柔軟で質の高いサービスの提供が可能とされていますが、長期にわたる契約の硬直性、職員の雇用条件が直営方式に比べて不安定になりやすく研究成果や専門性の蓄積が進みにくいこと、収益性や採算性を優先した事業計画となりやすいこと等の指摘もあります。

※BTO:「Build Transfer Operate」事業者が建設し、所有権を公共側に移転した後、運営を行う方式

BOT:「Build Operate Transfer」事業者が施設を建設し、一定期間運営した後、所有権を公共側に移転する方式

BOO:「Build Own Operate」事業者が施設を建設し、そのまま保有し続け、運営を行い、事業終了時点で事業者が施設を解体・撤去する等の方式

(3) 各手法の比較検討

(2) ①②③の各方式を比較検討すると、一般的に次のとおり特徴があります。

②公設民営(指定管理者方式)や③PFI方式については、①公設公営(直営方式)と比べ民間事業者の優れたノウハウを活かすことやコスト削減効果が見込まれます。

一方で文化財の収集保管、展示公開、調査研究といった中核業務については極めて高い専門性と信頼性が求められることから、②③方式を採用する場合についても、学芸部門については、県直営とするなど最適な運営体制を検討します。

	①公設公営 (直営方式)	②公設民営 (指定管理者方式)	③PFI方式
発注方式・ 財政負担	○仕様発注(設計、工事、 管理運営) 部分的な業務委託は可能であるが、受注側の自由度が低く、品質の確保が確実である一方、コスト高になる傾向があるなど、一般的にコスト削減余地は小さい。	○仕様発注(設計、工事) ○性能発注(管理運営) 管理運営への広範な民間活力の導入や性能発注により、運営費の削減が見込まれる。 品質を確実に確保するためには、適切な内容の要求水準書を定める必要がある。 なお、設計・工事段階から運営面を考慮するPFI方式と比べコスト削減は限定的であり、また、設計・工事に要する費用は従来通りである。	○性能発注かつ一括発注 (設計、工事、管理運営) 設計・工事・管理運営について、性能発注により一括で民間活力の導入ができることから、設計・工事費、運営費ともに最もコスト削減が見込まれる。 適切な整備、運営の品質を確実に確保するためには、適切な内容の要求水準書を定める必要がある。
事業 リスク	公共が事業リスクを負う。	あらかじめ指定管理業務の範囲を定め、指定管理者が行う業務については、指定管理者がリスクを負う。	あらかじめ県・PFI事業者間で役割分担を定め、PFI事業者が行う業務については、PFI事業者がリスクを負う。
事業期間	業務委託の場合、一般的には単年度契約である。	指定管理期間は、通常3～5年と比較的短期間である。	PFI事業期間は、通常15～20年と比較的長期間である。
安定性・ 継続性	運営ノウハウや研究成果の蓄積、職員の質の確保による専門性の発揮等、安定性、継続性が確保できる。	指定管理期間が比較的短期であり、指定管理者の変更などにより、ノウハウや専門性の発揮がされにくくなる。 事業面で、収益性や採算性が優先されるおそれがある。	職員の雇用配置が公設公営に比べて不安定になりやすく、専門性が発揮されにくくなるおそれがある。 事業面で、収益性や採算性が優先されるおそれがある。
手続き等	従来からの整備・運営方式であり、設計、工事等、それぞれの段階で入札等の方法で契約先を選定、実施する。	指定管理者制度の導入は、公募等により指定管理者を選定し、議会の議決を経て決定するとともに、条例を制定する必要がある。 開館後いつでも導入可能。	要求水準書の内容検討、PFI法で定められた手続きなど、事業者選定までの間に長い期間や諸々の手続きを要する。 設計・工事・運営を一括で発注することで、工期短縮が期待できる。

○仕様発注方式：使用する材料、施工・実施の方法等について、発注者が具体的に仕様として指定する発注方法

○性能発注方式：機能を定義し得る性能等を示し、詳細な仕様については、受注者に委ねる発注方式

(4) 滋賀県 PPP/PFI 手法導入優先的検討方針に基づく検討（簡易検討）

※滋賀県 PPP/PFI 手法導入優先的検討方針に基づき、PFI 導入可能性調査簡易検討結果を記載します。

○内閣府「PPP/PFI 手法導入優先的検討規程策定の手引き」の「簡易な検討の計算表」に基づく仮試算では、数%のVFMが出る見込みです。

○なお、(3)に記載のとおり、PFIを導入する場合でも、学芸部門については、県直営とするなど最適な運営体制を検討します。

2 開館形態

(1) 休館日、開館時間

- ・より多くの方に利用いただけるよう留意しながら、資料や展示、施設の適切な管理のため、一定の休館日や資料整理日などの特別休館日を設けます。
- ・管理運営の効率性などを考慮しながら、多くの方が利用しやすい開館時間を設定します。また、曜日、季節、展覧会の開催状況、施設周辺行事などに応じた開館時間の変更や夜間の文化財講座・イベントの開催など、利用者のニーズに応じ、柔軟で弾力的な運用を検討します。

(2) 利用料金

- ・より多くの県民や観光客に気軽に利用してもらえよう、インフォメーション・ラーニングゾーン等、無料で利用できるスペースを設けます。
- ・充実した展示を行うため、展覧会の規模に応じた入館料を徴収します。
- ・リピーター確保のための年間パス、学生向けの低廉な料金、文化観光施設との回遊性を高めるための料金の導入等を検討します。

3. 来館者目標

(仮称)新・琵琶湖文化館の来館者目標は次のとおりとします(概ね開館5年後の平年ベースの目標)。なお、来館者目標以外の指標についても今後検討します。

項 目	来館者目標
展覧会来場者数	100,000 人
文化財講座等参加者数	3,000 人
インフォメーション・ラーニングゾーン来場者数	75,000 人
カフェ・ショップ等利便施設利用者数	20,000 人
その他	2,000 人
合 計	200,000 人

※新型コロナウイルス感染症の影響による減少を見込んでいません。

[目標達成のために想定される主な取組]

①県内の文化観光施設等との連携による誘客

- ・ 県内の社寺等とのセット券
- ・ 鉄道、船舶等交通機関との周遊企画やセット券の発売
- ・ 県内美術館、博物館とのセット券
- ・ 地元商店等との企画券 等

②学校の博物館利用の促進

- ・ 県内の小中学校の授業、課外授業、クラブ活動などでの利用拡大
- ・ 滋賀県立フローティングスクールとの連携(寄港地活動)
- ・ 県内外の大学との連携(アカデミックパスの発行など) 等

③新たな利用者の開拓

- ・ 地域や企業の研修などの利用拡大
- ・ 企業等による顧客サービスの一環としての博物館利用の拡大
- ・ 年間パスの発行
- ・ 県内共通の博物館年間パスの発行 等

④県内外での PR

- ・ 観光案内所との連携
- ・ 東京(ここ滋賀)、京都、大阪、名古屋等での講座開催や PR 活動 等

※これらは例示であり、実現のためには、関係機関との調整が必要です。

4. 事業費

(1) 施設整備費用

(仮称)新・琵琶湖文化館整備費用のうち、建築工事費については、近年整備された他県の博物館等の整備事例から、単位面積当たりの整備費 825 千円/m²を用いて試算し、これに想定面積約 6,700 m²を乗じた約 55 億円と想定します。

あわせて、設計費、展示設計・製作費、備品費等として約 14 億円を加え、当初整備費として約 69 億円を想定します。

なお、実際の整備費用については、文化財等の作品の収蔵・展示に求められる施設・整備の機能や構造、立地条件、建設時点の工事経費・物価変動の動向を踏まえ決定するものとします。

項 目	金 額
建設工事費 (@825 千円×6,700 m ²)	55 億円
設計費、展示設計・製作費、備品費等	14 億円
合 計	69 億円

(2) 運営費用 (年間)

必要な職員の配置による人件費、光熱水費等の施設管理費、展覧会等の事業を実施する事業費の合計として、全国の類似施設等を参考に、年間約 3 億円程度の運営費用を想定します。

実際の運営費用については、運営体制や人員配置、施設内容、年間の事業計画等の検討を踏まえて決定するものとします。

施設の管理運営は、来館者の満足度を上げながら効率的な運営ができるよう、経営の視点に立って、常に事業の見直しや改善を進めます。

(3) 歳入確保

国や関係機関等の補助・助成制度の活用や、ふるさと納税・企業版ふるさと納税・クラウドファンディングなどの寄付制度の活用、サポーター制度の導入、ネーミングライツを含む広告収入などによる多様な資金調達を工夫します。

ミュージアムショップへの商品開発支援、特別な観覧機会の提供などによる事業収入についても検討します。

科学研究費補助金取扱規程第 2 条第 1 項第 4 号の規定による文部科学大臣の指定を受けることにより、科研費による調査研究費の充実を目指します。

5. 経済波及効果

(仮称)新・琵琶湖文化館は、博物館活動による地域社会への貢献や次代の創造的人材育成等の教育的効果に加えて、博物館の整備・運営にかかる公共投資や来館者数の消費行動により、地域に経済的な効果をもたらすと期待されます。これらの経済効果について、「滋賀県経済波及効果分析ツール」(滋賀県総合企画部統計課)を活用し、産業連関表により、以下のとおり推計します。



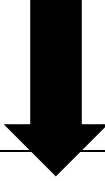
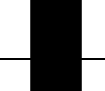


区分	生産誘発額		雇用創出効果		粗付加価値額	
	直接効果 (億円)	総合効果 (億円)	雇用創出 効果(人)	雇用者所得 誘発額(億円)	直接効果 (億円)	総合効果 (億円)
①建設段階のもの (建設期間全体で発生)	69.0	98.5 (1.42倍)	587	31.9	31.4	49.6
②運営費に伴うもの (毎年発生)	3.0	4.3 (1.42倍)	23	1.5	2.1	2.9
③来館者に伴うもの (毎年発生)	5.7	7.9 (1.24倍)	80	2.2	3.2	4.6
②+③計	8.7	12.2	103	3.7	5.3	7.5

6. 事業推進スケジュール

(1) 開館までのスケジュール

(仮称)新・琵琶湖文化館は、令和8年度(2026年度)の建物竣工、令和9年度(2027年度)の開館を目指します(PFI手法導入の場合)。

なお、開館準備期間の短縮による開館時期の前倒しについて、事業者選定段階で検討します。

年数	実施事業
令和2年度 (2020年度)	 【基本計画策定】 【PFI簡易検討】
令和3年度 (2021年度)	 【PFI詳細検討】 【PFI諸手続】
令和4年度 (2022年度)	 ○実施方針策定 ○特定事業選定 ○入札・契約関連事務
令和5年度 (2023年度)	 【設計・工事】
令和6年度 (2024年度)	
令和7年度 (2025年度)	
令和8年度 (2026年度)	 【開館準備】
令和9年度 (2027年度)	 開 館

(2) 開館までの機運醸成等の取組

開館までの間、現琵琶湖文化館での取組を確実に継承するとともに開館に向けた期待を高めるため、博物館活動の構築、広報活動の展開、運営体制の整備、文化観光施設との連携等、開館までに必要となる検討を県民・利用者とともに進めます。

特に、大阪・関西万博や第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会が開催される令和7年度(2025年度)は関西や滋賀に多くの人が足を運び、あるいは目に留まる契機であることから、機運醸成のためのターゲットイヤーとしてこれらの大型イベントと連動した様々な取組を検討します。

7 その他

(1) 現琵琶湖文化館の取り扱いについて

(仮称)新・琵琶湖文化館開館後の現琵琶湖文化館建物の取り扱いについては、現時点では未定ですが、建物の老朽化等の現状から、少なくとも博物館施設としての利用は想定していません。

今後の琵琶湖文化館建物の取り扱いについては、民間事業者の意向の聞き取り調査等を行い、地元大津市のまちづくり計画との整理を図りながら、合意形成を図ります。

(2) 現琵琶湖文化館の収蔵品について

琵琶湖文化館の収蔵品については、(仮称)新・琵琶湖文化館の完成までの間、必要な対策を取りながら、適切な環境で収蔵保管します。

また、県立美術館をはじめとする博物館施設、市町立博物館等において、積極的な展示公開などの活用を行い、県民の方の鑑賞機会を確保するとともに、新施設整備に向けた機運醸成につなげます。